

# 食料・農業・農村基本問題調査会第7回農業部会議事録

平成10年5月14日(木)

農林水産省第一特別会議室

## 目 次

1. 開 会

2. 資料説明

3. 質 疑

4. 閉 会

1. 開 会

部会長 ただいまから食料・農業・農村基本問題調査会の農業部会第7回の会合を始めさせていただきます。本日は、所用により欠席となっている委員がいらっしゃいますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

今日から最終答申の取りまとめに向けて作業を再開いたします。よろしくお願ひいたします。

部会の再開にあたりまして、まず今後の部会の進め方について御相談申し上げたいと思います。

昨年の12月に調査会では中間取りまとめを公表いたしましたが、その後の議論の進め方について本年2月の調査会で協議を行いました。その結果に基づきまして、3月の末には新潟、東京、名古屋、京都の4カ所で地方公聴会を開催し、委員、専門委員の方々にも御足労をわざわざしてございます。今後、各部会におきましては、中間取りまとめを踏まえた上での具体的な施策のあり方について、よりきめ細かい、あるいは具体的な議論を進めていくということになっております。

そこで今後の農業部会の取り進め方についてですが、農林水産省の事務当局、あるいは会長とも相談し、また、この農業部会の取り進め方について、食料部会、農村部会とも歩調を合わせる必要がありますので、先日、食料部会長、農村部会長と今後の部会の議論の進め方について協議をいたしました。

その結果、まず部会の審議スケジュールについてですが、本年夏ごろには調査会としての最終答申をまとめることになっておりますので、各部会での議論は7月一杯くらいまで精力的に行い、8月以降は、調査会全体として最終答申の取りまとめに向けた議論を行うことにしたらどうか、それから、部会の開催ペースにつきましては、3つの部会間の調整

が必要ですけれども、議論の時間も限られておりますので、各部会とも場合によって月2回程度の開催も必要になってくるであろう、また関係部会の合同会議につきまして、2月の調査会の場でも何人かの委員から御提案がございましたが、部会間の調整を要するテーマについては、開催が必要ではなかろうかということでした。

また、2月の調査会では、専門家による特別な検討チームの設置といった御提案もあったわけでございますが、これにつきましては、時間の制約もある中で、検討チームの会議多くの開催を見込むということはなかなか難しいと思いますし、また、委員、専門委員をお願いしている方々もやはり専門家でいらっしゃいますので、部会の議論ができるだけ効率的に進められるように事務局が作成する資料等に一層の工夫をしてもらい、また、必要に応じて委員から資料要求をしていただくことなどによって議論を深めていくことが現実的ではないかという結論になったところです。

部会長としては、以上のような進め方を考えておりますけれども、そのようなことで進めてよろしゅうございましょうか。

委員 1つだけ、異議があるわけではなくお願いですけれども、去年の秋までの議論の場合には目標が中間取りまとめだったわけですから、そのための皆さんの意見の集約のところが若干あいまいな部分があって、多面的にいろんな角度から出された意見について、この中間取りまとめに書けるのかとか、あるいはこれはちょっと無理だから次に回そうとか、私は正直言ってそういう集約が十分に行われていなかつたと思うのです。

しかし、今度は本答申ですから、いろんな項目が出てくると思いますけれども、座長におかれまして、ある程度の集約をして、ここはこの方向で答申に盛り込んでも大丈夫だが、これはまだ異論もあって無理だから次に送ってもう1回議論をしようとか、そのようなきちんとした仕分けをしながら進めていただく、そういう形で実質的なことを考えていただけたらというのが私のお願いでございます。

部会長 まことに当然な、ごもっともな御意見だと思います。

これから最終答申に向けて作業をしていくということになりますと、できるだけ節目、節目で整理をし、こういった集約をしていく、そういう中で残った問題をやっていくというようなことが必要だし、その辺は私も気をつけてやってまいりたいと思います。

なお、事務局の方と私の方に、委員から、会議の時間だけでは意を尽くせないところがあるので書いたものを出したいということがありましたので、頂戴をいたしまして中身を拝見しましたところ、農業部会以外の関係の事項もございますので、他の部会も含めまして、委員、専門委員の方々にお送りするということで手配をし、今ちょうど郵送中のところではないかと思います。他の委員の方々におかれましても、もし御自分の考えをきちんとまとめて、時間の制約なしに皆に伝えたいというお気持ちをお持ちの方はそういうものも出していただければ、委員、専門委員の方々にもよくお伝えし、また、取りまとめの際にも十分参考にさせていただくようにしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは今の委員の御発言も含めまして、これから部会を運営してまいりたいと思います。今後、また必要に応じて皆さんと御相談をしながら取り進めていきたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

部会長 次に、具体的な議論に入りたいと思います。本日は具体的な施策についての議論の第1回目のテーマとして生産政策について資料を用意してもらっておりますので、これを説明していただきまして、その後、委員の皆さんと議論を行いたいと考えております。

それでは説明をお願いいたします。

事務局 説明の前に、お手元にA4版で、食料・農業・農村基本問題調査会あての要望書の抜き刷りを配布させていただいております。実はこのような要望書は、昨年の中間とりまとめ以降急激に増えて、かなり部厚いものになっております。各部会ごとですとなかなか大変ですので、これからは1月分程度をまとめて集計いたしまして、各部会において配付させていただきたいと考えております。

それから個人の方々からはがきの形でかなりの数の要望書が寄せられております。4ページの一番下に個人からの要望書を集計したものを載せてありますが、4月末までに1,908件となっております。中身は当然のことながら少しずつ違っておりますが、逐一御紹介しなければいけないのかもしれません、いかんせんかなり膨大ですので件数だけ計上しておりますが、ごらんになりたいということでお申しだきましたら、各位にごらんいただくという形にさせていただきたいと思います。

ちなみに5月分は今日までで5,000通ほどまいっております。

それからもう1つの資料は、3月末に各委員、専門委員の方々の御協力をいただきながら、地方公聴会を東京はじめ4カ所で行いましたけれども、その概要を改めて今日、配付させていただいているものです。

次に、本日の資料につきまして御説明させていただきます。

お手元の第7回農業部会資料、「農業生産政策について」の目次をお開きいただきたいと思います。5つの項目が挙がっておりますけれども、まず1番目で農業生産政策の基本的考え方として、現行の農業基本法から今後の新しい農業生産政策ということで、どういった点に力点を置いた考え方をすべきかということを御紹介いたしております。

この中で特に、消費者・実需者のニーズに対応した国内生産の展開と、環境と調和した持続的な農業生産の推進という2つの点が従来とは違った形で強調すべき点ではないかということを述べておきました、次に2、3番目でその中身を若干詳しく御紹介させていただきたいと思っております。4番目は主要品目の生産のあり方ということで、具体的な、かつ主だった農産物の今後の生産のあり方の基本的な筋道について触れております。

最後は、こうした新たな生産展開のための基礎的な条件整備として、農業生産基盤の整備、技術の開発・普及、生産資材対策について触れております。

まず1ページは、農業生産政策の基本的考え方についてでございます。

これまでの農業基本法に基づく生産政策は、農業生産の選択的拡大、生産性の向上、総生産の増大を目標とし、その実現に向けて、国全体の農業生産の構造、あるいは個々の経営における生産のあり方をこうした基本目標に沿った方向に転換させるということで展開してきたところでございます。

また、こうした生産政策の展開に当たっては、国が強力にリーダーシップを発揮しつつ誘導してきております。

ただ、その後の状況を見ると変化が現れています。

1点目は、農産物自体の需要構造がかつてのようにダイナミックに変化する状況ではなくてきており、いわゆる選択的拡大という余地がかなり狭まっているのではないかということです。

2点目は、農産物の消費自体が量的にも飽和状態にあり、また、外国産農産物との競合が強まる中で、国内の農業総生産の増大を図るということを目標としていくことが容易ではなくてきているということです。

3点目は、消費者・実需者のニーズが多様化、高度化していき、生産者の方々自らがこうした消費者のニーズの変化にきめ細かく対応していくことが求められているのではないかということです。

4点目は、農業生産には地域産業振興の観点から、地方公共団体とか、個々の生産者団体が果たすべき役割、これが大きくなっているのではないかということです。

5点目は、農業と環境の問題が世界的にも、また、いろんなレベルにおいて関心を集めているということです。

2ページには、こうした情勢の変化の中にはありますが、国土資源に制約のある我が国において、国内の食料需要の全てを国内で生産することは非現実的であり、少なくとも現在の食料需要を前提にしますと、国内生産と輸入、備蓄を適切に組み合わせていかなければいけないのではないかということです。

ただし、国内生産については、生産性の向上を図りながら、可能な限りその維持・拡大を図り、国内生産を基本とした食料の安定供給と、農業の多面的機能の発揮を確保することが重要ではないかということです。このため、今後の生産政策においては、生産者や地域の自主性・主体性を尊重しながら、消費者・実需者のニーズに対応した国内生産の展開によって、国内農産物の需要を確保していくことや環境と調和した持続的な農業生産を推進していくことを新たに目指す必要があるのではないかということを基本的な考え方としてお示ししております。

3ページからは、まず消費者・実需者のニーズに対応した国内生産の展開ということについて整理いたしております。

まず第1は、特色ある国産農産物の生産という点でございます。

近年の外国産農産物との競合の中において、外国産農産物と比べて特色を持った国内農産物を生産していくことが重要ではないかということで何点か触れております。

1点目は地域の実情に即した生産の展開、いわば適地適作と申しますか、そうしたことの必要性についてです。

我が国の多様な自然・立地条件、こういったものを生かしながら、地域の実情に合った特色ある生産の展開が重要ではないかということで、具体的に4つほど例示しております。新規作物の導入とか特色ある新品種の開発とその権利保護の推進、安全性や品質の向上に配慮した生産方式への転換の促進、品質や鮮度の保持に配慮した集出荷や輸送のための体制の整備、さらには産地間連携による年間を通じた国産農産物の安定供給体制の整備といったことです。また、国内で特色ある生産・流通に取り組んでいる具体的な事例を右側に3つほど、さらにこうした生産のための技術開発の具体的な例を示しております。

4ページは2点目の消費者・消費地との提携の強化ということで、産地や生産者がこれまで以上に消費地、あるいは消費者と提携していく観点から、生産から小売段階までの情報化の促進、産地加工、産地の直販、地場流通といった消費者と実需者とを直結した生

産・販売の促進、余暇産業とかグリーン・ツーリズムといった三次産業と提携した生産・販売の促進、それから原産地や地域の特色ある生産方式に関する表示・認証制度の充実ということを挙げてあります。また、地域特産品の認証制度の概要について右上の方に紹介しております。

第2は生産・加工流通コストの低減という点でございます。

当然のことながら、我が国では国土条件等の制約からコストが割高にならざるを得ない面があるわけですけれども、そうであるとしても今後とも生産・流通各段階においてコストの低減に向けた取り組みを行っていくことは重要ではないかということです。

まず生産段階のコストの低減についてですが、大区画ほ場等の生産基盤の整備とか、農地の流動化による経営規模や作業単位の拡大、水稻の直播栽培あるいは畜産の飼養管理の自動化等の省力・低成本生産技術体系の開発・普及、野菜、果樹等の部門の栽培方式の改善、さらに生産資材関係の物流の合理化や効率的利用の促進ということです。また、こうしたコスト低減のための技術開発例を主な作物ごとに右の方にお示ししております。

5ページでは加工流通段階のコストの低減について示しており、農産物自体の流通が多様化・広域化しているという中でのコスト低減という観点から、農産物の加工工程の合理化、自動化といった技術革新の促進、出荷規格や包装の簡素化、ばら出荷・販売や通い容器の利用といった物流コストの低減、農産物の生産から消費に至る配輸送体制の見直しと合理化、仕入れ・配送業務の共同化等の流通の合理化といったことが必要ではないかということです。

第3は農業生産サイドがもっと食品産業との提携を強化していく必要があるのではないかという点でございます。

こういった提携の強化を図るために、業務用に適した品種や栽培技術の開発・普及、規格の適正化、周年供給体制の確立等の促進、特色のある食材へのニーズに対応した生産方式への転換やその産地形成等の推進、契約取引の促進とその安定化、食品産業と農業法人・農業協同組合との事業提携の促進、産地と食品産業との情報ネットワーク化や集配機能の充実が必要ではないかということを示しており、また、提携の具体的な事例を御紹介しております。

以上が消費者・実需者のニーズに対応した生産の関係でございます。

6ページからは環境と調和した持続的な農業生産の推進についてでございます。

農業と環境との関係では、農業の生産活動を通じて環境に農業がプラスに働きかけを行っている面、逆に農業生産活動が環境に過度の負荷を与えてマイナスの働きかけを行っている面、さらに農業が環境からプラスないしマイナスの影響を強く受けている面があり、多面的な関係にあるのではないかということです。

平成4年のいわゆる新政策（「新しい食料・農業・農村政策の方向」）においては、環境保全型農業という新しい政策の方向づけをしたわけですけれども、現場での取り組みは依然として不十分で、今後、その強化が必要ではないかということです。

また、その場合、単に環境負荷の低減というだけではなく、農業が本来有しております環境との間のいわゆる物質循環システムを十全に機能させていくことが重要ではないかということです。

7ページ以降に具体的に御紹介しております。

1番目は環境と調和した生産方式への転換ということです。これは先ほど申しましたように、環境負荷の低減と資源循環機能の発揮の両面から、現在の生産方式を転換していくことが重要ではないかということです。さらにこうした取り組みは農業の持続的な発展に不可欠であるばかりでなく、昨今の環境問題や食品の安全性への消費者の関心の高まりにも応えていくことになるのではないかということです。

具体的には農業からの環境負荷が著しい地域における生産方式の改善への取り組みを促進する仕組みの整備、環境負荷の低減や資源循環機能の活用を図るための生産方式の明確化と普及、環境と調和した農業の展開に大きく貢献する生産方式に取り組んでいる農業者やその組織の方々に対する支援の充実、こうしたことに関する研究開発と普及、有機農産物等といふいわば環境と調和した生産方式によって生産される農産物の情報を消費者に正確に伝達するような仕組みの充実、等を図っていく必要があるのではないかということです。また、こうした環境と調和した農業生産の手法の具体的な例を整理してお示ししてあります。

8ページには、特にEUにおきまして、環境負荷の低減のための生産方式の導入を目的に、農用地の面積や飼養頭数に応じて農家に助成金の直接支払いが行われていることを紹介しております。

この制度の目的は、環境負荷の低減のために粗放的な農業を推進するということで、肥料や農薬の使用量を大幅に削減したり、あるいは家畜頭数を削減する場合に、農家に助成金を支払っております。

EUのように環境保全を目的とする直接支払制度を我が国に導入することにつきましては、最近いろいろと議論がなされておりますが、EUでは粗放化農業を進める一環として導入されたという経緯があるということ、我が国において果たして同じような仕組みをとっていいのか、とれるのかどうかということ、OECD等の国際機関の場において、そもそもこうした汚染原因の除去の問題は汚染者負担の原則によって行うべきで、汚染の原因者がわかっている場合にこうした直接支払いを行うことが適當かどうかという議論が巻き起こりつつあるということ、さらにはこうした政策についての国民的コンセンサスが得られるのかということ等の問題があり、こうしたことに関する国際的な議論の動向や我が国農政全体の見直しの方向を踏まえて検討していく必要があるのではないかと考えているわけです。

9ページは2番目の家畜ふん尿などの農業副産物や食品の残さ等、いわゆる有機質資源のリサイクルの促進についてでございます。こうした有機物は再利用が可能な資源であり、その資源化と循環利用は、単に農業内部の対応という面にとどまらず、我が国全体が資源循環を基礎とする持続的な社会に移行していくという中において重要な要素ではないかということです。

具体的な仕組みの整備ということに関しては、1点目は、有機物を資源化する体制やそのために必要な施設等の整備、有機質肥料の利用あるいは円滑な流通を促進するための肥料の品質表示や適正利用の条件整備といったことについて今後、検討していく必要があるのではないかということです。

2点目は、いわば資源循環型の畜産にこれから取り組んでいく必要があるのではないかということです。我が国の畜産は飼料基盤が不十分なままに、えさの輸入によって大きくなっていることから、家畜ふん尿処理の問題が重要な問題になってきており、可能な限り自給飼料基盤に立脚しながら家畜ふん尿の農地還元等、資源循環型のものにしていく必要があるのではないかということで、飼料生産のための草地の造成・整備、農地の利用集積あるいは団地化の推進、草地基盤の効率的利用や耕作放棄地等を利用した放牧方式の推進が必要ではないかということです。

10ページは、3番目の地球環境問題等の取り組みについてでございます。

昨年末の京都会議に見られますように、地球的規模での環境問題の解決ということが人類共通の課題となっており、農業分野においてもこうした課題に積極的に対応していく必要があるのではないかということです。

具体的に農業サイドから考えなければならないことは、温室効果ガスやオゾン層破壊物質の削減と生物多様性の保全ではないかと思いますが、二酸化炭素の排出抑制という観点からの農業機械、温室等の省エネルギーや石油代替エネルギーの利用促進、メタンガス等の発生抑制のための施肥や家畜の飼養管理、水田の水管理の方法の改善、あるいはその基礎となる技術開発の促進、オゾン層破壊の原因物質である臭化メチルに代わるような代替技術の開発やその普及、さらに生物多様性の保全の観点から農業生産の方式や農業農村整備事業を環境に配慮した形にしていく必要ではないかということです。

また、土地改良事業、あるいは各種の補助事業の実施の面におきましても、環境に配慮した施策展開という観点から、必要な見直しを行って、良好な環境の保全を図っていくということが必要ではないかということです。

以上、基本的な考え方ということで、大きい2点を御紹介したわけでございます。

11ページからは具体的な主要品目の生産のあり方について考え方をお示ししております。

まず現在の国内生産についてですが、米は潜在的な生産力が需要を大幅に上回り、麦、大豆、飼料作物については国内生産が著しく低く、また、畜産物の自給率はそれなりにありますけれども、輸入飼料に大幅に依存していて、オリジナル・カロリーベースの自給率は極端に低いという状況でございます。

また、このような状況の中では、品目ごとの需要動向を踏まえた上で、国内生産の位置づけなりコストの削減、さらには品質向上等に関する生産の指針を明確にして、生産展開を行っていくことが重要ではないかということです。

まず米については、総需要が今後とも緩やかに減少する中で加工・業務用等一部外国産米の需要はありますけれども、基本的には国内生産で賄っていくことが求められているのではないかということです。

12ページに取り組まなければいけない生産政策の観点を何点か紹介しております。まず、外国産米との価格差を埋めるという観点からの生産コストの低減が重要であり、このための生産面での対応措置として、経営体の規模拡大、農地の利用集積の促進、バイテク等を活用した良質多収品種の開発、直播栽培や不耕起栽培といった一層の省力化と生産コストの低減が可能な生産方式の開発と普及、さらには農作業の受託組織や地域営農集団の育成、物流合理化施設の整備等が必要ではないかということです。

次に、国産米が品質面で今後とも優位性を維持していくためには、特色ある米の生産流通が重要であり、産地ごとに特色のある良食味米の生産や有機栽培といった特色ある生産方式の普及・促進、産地加工等の新たな出荷形態の導入、契約取引、産直販売、ばら流通といった取引形態の導入等も必要ではないかということです。

さらに、米の潜在的な生産力は今後とも総需要量を相当上回るということで、生産者や生産者団体の主体的な取り組みを基本とし、行政も適切な支援を行いながら、的確に生産調整を実施していくこと、またこの場合、優れた生産装置である水田の生産力の維持を図る観点から米と他作物を組み合わせた生産性の高い水田営農を推進していくことが必要ではないかと考えております。

13ページは麦と大豆についてでございます。麦にしても、大豆にしても、その需要自体は今後、微増ないし横ばいで推移すると見込まれておりますが、その供給のほとんどは外國産によって賄われているという現状です。

麦の場合、國産の小麦は日本めん、麦茶用として適性があり、また、大豆では、煮豆、豆腐、納豆用などに適性があるわけですけれども、輸入品との間でコスト面で大きな格差があることから、総合的なコスト低減の取り組みの強化、そして品質の改善が必要ではないかということです。

具体的にはまず麦・大豆の國産品が割高であったとしても、品質面でメリットを確保していくという観点から、高品質な品種の開発・普及を加速するために、産地ごとに試験研究機関や実需者とも連携した品種の評価と品質向上のための仕組みの整備、さらに均質な生産物が大きなロットで安定供給し得るような物流体制の整備が必要であろうということです。

次にコストの低減と单収の向上ということで、都府県におきましては、主産地の形成と団地化等による生産単位、出荷ロットの拡大、14ページ目の早生・多収で機械化適性のある品種の開発・普及、水稻と麦・大豆を組み合わせた地域輪作農法やブロックローテーション等生産性の高い水田営農の促進、また、北海道の大規模経営におきましては、早生で耐冷性のある品種の開発・普及、適切な輪作体系の確立や土づくりによる单収の向上・安定化と一層の規模拡大が必要ではないかということです。

次に畜産物と飼料作物についてですが、畜産物の需要は今後とも増加が続くと見込まれております。国内生産も順調に拡大し、経営規模も国際的な水準に達しているものも出ていますが、国際化に伴う輸入品との競合や担い手の脆弱化による生産の停滞、飼料自給率の低下やふん尿処理に伴う環境問題の顕在化といったさまざまな問題が現出しております。

このような状況に対応して、検討すべき点としましては、まず品質の改善と特色ある畜産物の生産ということで、優良系統の選抜・交配による消費者・実需者のニーズにより適合した品質の畜産物の生産、和牛や銘柄豚・S P F 豚、地鶏といった特色ある畜産物の生産による輸入品との棲み分けがございます。

15ページは、ゆとりある経営への転換と環境対策の強化ということで、畜産経営の規模拡大の一方で、問題となっている労働過重、購入飼料への依存、ふん尿処理等による経営コスト等に対応するため、家畜改良や飼養管理の省力化・自動化、草地基盤の拡大、酪農ヘルパー、コントラクターの活用によるゆとりある畜産への転換、また、家畜ふん尿の処理への取組を進めていく必要があるのではないかということです。

以上が主要な品目の生産について今後、対応していかなければいけない事項ということでございます。

16ページからは新たな生産展開のための条件整備ということで、大きく3つの項目につきましてお示ししております。

まず1番目は農業生産基盤の整備でございます。

農業生産基盤の整備は、ほ場の区画形状の整形等を行い、我が國農業をより効率的、安定的なものにしていくための不可欠な基礎条件の整備ですが、農村の混住化や担い手の減少によって土地改良施設の維持管理の負担が増大しているという問題、近年の農産物価格の低下の中で農家の負担感が増大し事業実施の同意も得にくいような状況が見られている問題、さらに、公共事業として相当規模の投資が行われているということで、費用対効果の検証の一層の推進や事業効果の的確な発現等が求められるようになっているという問題

があるのでないかということです。

このため、事業方法の改善や事業コストの縮減等に積極的に取り組んでいく必要があり、以下の3つの点について検討が必要ではないかということでございます。

17ページには1点目の地域条件に対応した整備ということです。

こうした生産基盤の整備は地域の立地条件等に即して実施することが重要なわけですがまず、平地地域におきましては、大区画ほ場整備や水田の汎用化といった事業への重点化、事業の実施を契機として農地の利用集積を一層進めるための仕組みにこれから取り組んでいく必要があるのではないかということです。

他方、中山間地域につきましては、平地地域と比べて事業コストが相当割高になる面があるため、地域状況を生かした多様な営農展開に必要な整備や農地・水の保全のために必要な整備を可能な限り低コストで実施をすること、地域の実態に応じた工法等を弾力的に行い得るように事業の充実を図ること、また、多面的な機能の維持にも配慮した事業の充実を行うことが必要ではないかということです。

2点目は事業の効率的な実施という観点です。国全体の公共事業のコスト縮減が求められている中で、農業生産基盤整備につきましても、コスト縮減計画の着実な推進と的確な評価の実施、施工業者のコスト削減の取り組みを促進するような入札・契約制度の改善、さらには経済情勢に対応しなくなった事業に対する再評価等を行う必要があるのではないかということです。

18ページには3点目のこのような事業によって造成された施設の維持・管理の充実ということです。農業生産基盤整備の整備水準自体は向上しているわけですが、整備された土地改良施設は、農業面にとどまらず、水資源の維持、利用という面において公共的な性格を強く有しております、受益が農業面に限られず、より公共的な性格を有するダムや頭首工といった施設について、公的管理の充実が必要ではないか、また、水利施設等の土地改良施設の維持・管理体制の充実が図られるよう、土地改良区の整理統合や施設の管理体制の改善といったことを行う必要があるのではないかということです。

2番目は農業技術の開発・普及ということでございます。

農業技術は、農業の生産力の増大や品質の向上の上で非常に大きい要素で、今後ともこうした技術の開発・普及については的確な対応が求められております。まず1点目は研究開発分野の重点化と産学官の役割分担の明確化ということです。現在、生産現場に直結する革新的な技術や安全性、鮮度保持等の消費者の視点からの技術の開発・普及の要請が高まっており、主要な課題ごとに達成すべき目標を明確にした研究開発計画の策定と、国、都道府県、大学、民間の明確な役割分担と相互連携等を行なながら研究開発を推進することが必要ではないかということです。

また、国の研究開発につきましては、基礎的・先導的分野に重点的に取り組むように体制を見直し、その体制の強化を図る必要があるのではないかということです。なお、現在、国レベルで地域対応の研究があるわけですが、都道府県の研究開発への支援体制の見直しと強化が必要ではないかということです。

19ページの2点目は、担い手のニーズの多様化・高度化に対応した普及事業の見直しです。普及事業につきましても、農業構造の変化や農業者のニーズの変化を踏まえて課題の重点化を行っていくこと、生産現場の問題を解決していく観点から試験研究機関や関係機関と一体となって連携をとっていくこと、地域の実情に応じた事業展開を行っていく観点から改良普及センター・改良普及員の配置の弾力化もしていくこと、生産者自身の創意工夫を助長するためこれまでの指導型の普及活動から支援型へ転換していくこと、農協の

営農指導事業等を支援すること等が必要ではないかということです。

3点目は新規就農者等の能力開発・資質の向上です。これは、これから担い手を確保する観点から、新規就農者の方々に対する援助として資質向上のための教育・研修等の対応が必要ではないかということで、担い手の態様や発展段階に応じた教育・研修プログラムの充実、普及活動による支援、さらに先進的なプロであります指導農業士の方々や農業法人による実践的なOJTの拡充、さらには市場動向等も含めた経営に関する情報がこれまで十分ではなかったため、こうした情報の提供の仕組みの充実が必要ではないかということです。

3番目は、農業生産資材対策でございます。

農業生産、肥料、農薬、動物用医薬品、飼料といった様々な生産資材が使われてあります、農業者の経営努力のみではそのコストの低減が困難な面があることから、これまで関連業界の協力を要請しながら必要な取り組みを行ってきたところですが、今後、安全性や環境への配慮を踏まえながら、農業生産資材に関する情報の提供や、各種行政手続等の面での規制の緩和を行っていくことが必要ではないかということです。

また、現在、小口・多段階となっている流通について、経営体等の大口の需要者の方々のニーズに資するような取引条件の改善や物流の合理化を図っていくことが必要ではないかということに触れてあります。

以上が、生産政策関係ということで整理いたしました資料でございます。よろしくお願ひいたします。

部会長 ありがとうございました。

### 3. 質 疑

部会長 ただいま事務局から資料の御説明がございました。生産政策については中間取りまとめでは両論併記の部分がないのですけれども、私はこれから農政とか、基本法の見直しを考えていきます場合に、非常に重要な問題を沢山この分野で持つてあるのではないかと思っております。

今の農業基本法の規定を、今日、出てくる前にちょっと見てまいりましたが、生産政策については、この資料にありますように、選択的な拡大ということで、1つは高度経済成長が始まる門口に立って、畜産物とか、果実とか、野菜とかというものの消費が増えるだろう、だからでんぶん質から摂取するカロリーのウエートが減っていくだろうというようなことで、そういう需要のかなり大きな変化に対して農業生産をどういうふうに適応させていくかという選択的な拡大ということが1つと、生産性の向上、それから農業総生産の増大、この3本柱で基本法は書かれているわけでございますが、私のおぼろげな記憶から申しますと、この3番目の総生産の増大というのはそれまで潜在的にはあったわけですが、与党との議論の中で大きな柱として浮かびあがってきたものだというふうに記憶をしております。

現在の時点に立ってみると、農業生産の選択的拡大なり、あるいは総生産の増大ということについては、量的な食料供給の飽和、あるいは外国産農産物との競合が強まっているというようなことの中で、余地がだんだん狭まっている。反面、消費者なり、実需者のニーズということから見ますと、そういう品目グループというよりはむしろ全ての農産

物について、それぞれ安全性なり、品質なり、あるいはまた食品といったようなものでのニーズが大変高度化をしてきて、それにどうやって生産面で対応していくかということが国内農業生産がこれから健全な存立を続けていくために非常に大事なことになってきてありますし、また、食生活という面からいいますと、加工・流通と農業生産とのかかわりが非常に強くなっているという点でも今、新しい問題がいろいろ出てきていると思います。

それともう1つは環境問題、これは持続可能な経済社会という視点と、国民の方から見た食料の安全性という視点の両面からこの問題がやはり非常に大きな問題になっている。

このごろ外国の新聞なんか見ましても、狂牛病の問題に続いてO-157だ、ニワトリも病気が出てきた、ブタも病気が出てきた、一体我々は何を食べたらいいのだろうかというようなことが、イギリスやフランスでよく書かれております。能率というものを限界まで追求してきたこれまでの生産のあり方について、やはりここで立ち止まって見直してみるという動きが国際的にも出てきているような気が私はいたしております。

そういった基本法制定以後の新しい問題を中心に、資料をまとめていただいたわけでございますが、それぞれみんな重要な問題を提起していると思いますので、時間の許します限り活発な御意見、御議論を頂戴したいと思います。

どなたからでも結構でございます。

専門委員 読ませていただきまして、先ほど来、御説明がございますように、生産政策の大きな力点といたしましては、今、部会長からお話がございました現行基本法の生産政策というものの転換であること、それからもう1つは環境の問題、こういう2つの大きな柱があるというふうに理解いたしました。

それでそのうちの前者、生産政策の転換についてちょっと意見を申し上げたいのでございますが、説明にもございましたように、従来の生産誘導型というものから、消費動向反映型と申しますか、そういうスタイルに生産政策を展開していくかなければならないということがまず基本的な考え方の1ページ、2ページに記載されております。私はこの政策転換ということは大変結構なことじゃないかというふうに思っております。そしてそれを転換していくまでの具体論として3ページ以降に詳しく記載されておりますけれども、あらゆる問題点を網羅して、うまくまとめておられるというふうに思います。

ただ、意見として申し上げますと、全体を読んで、全てを網羅してうまくまとめられているのだけれども、何かもうひとつ迫ってくるものがない。それはただ単に修飾字句の問題とか、言葉の問題というのではなくて、例えばなぜ転換をしなければならないのか、その目的はどこにあり、やらなければ一体どうなるのか、だれが主役か、こういったところがどすんとくるものがない。それは各論というか、3ページ以降を読ませていただきますと、みなそれぞれ書いてあるので、書いてあるではないかとおっしゃればまさにその通りですが、特に1ページ、2ページの基本的な考え方の中にそういったものが、力強さが感じられないというふうに思ったわけです。

けさの日経新聞を読みましたら、まさに本日の部会のことが記事になっておりました。皆さん、お読みになついらっしゃると思いますけれども、そこで気がつきましたのは、生産政策を転換するんだ、消費者ニーズ、環境重視でいくんだという副題がつきまして、書きだしのところに「農水省は13日、国産農産物の競争力を強化するため、・・・」と競争力を強化するという言葉でこの記事が出ております。そしてこのくだりのしめくくりのところで、以上のようなことを行うことによって、農産物の競争力向上を目指すのが今日の部会の特徴であるということをしめくくつております。繰り返し競争力の向上、競争力の強化ということを二度にわたって言ってしめくくつっている。ここが私が言いたいことと全く同じなわけでございます。

つまり今までの部会、あるいは合同部会等々の中で多くの先生方から随分出てきた言葉、新しい時代に入って、本当に自立できる産業としての農業というものをを目指さなければならぬ、それから外国からの農産物が入ってくるということに対しても、競争力のあるものでなければならぬ。「競争力」という言葉、あるいは「産業としての」というのはイコール競争だというふうに私は理解しておりますので、それに耐え得る農業でなければならぬ。そういう形に展開していかなければならぬ。残念ながら基本的考え方の中を見ましても、そのところ、例えば競争力、競争という言葉、あるいは産業としてのという言葉、それが今まで新政策にせよ過去の議論の中には沢山出てきたのが今回、入っていない。そのところを強化して、それでこの具体論に結びつけていけば、相当はっきりとわかるのではないか、こういう印象を受けた次第でございます。

例えば中間取りまとめの5ページに、まさに本日のポイントでございます消費者ニーズに対応した国内生産ということが触れられております。の中でも、「特に、近年、国際化の進展により、農産物・食料の内外価格差の存在が強く認識され、その縮小が課題となっている。」というような記載がございます。それを受け、つまり外国からの輸入農産物と競争していくんだということが盛り込まれなければいけない。

あるいはまた同じく中間取りまとめの6ページに、農業構造の変革という項目の中で、「食料の生産を担う農業者が自立した経営として発展し、農業が魅力的な産業となつていかなければならぬ。」という記載がございます。そういう思いを1ページないし2ページ、特に2ページのしめくくりに入れ込むことが必要だという気がいたします。

環境については、個々にはまだございますけれども、概ね結構です。

委員 私も視点としては今のお話と全く同じような見方をしているのですけれども、1つ御質問して、あと若干の印象を述べさせていただきたいと思います。1ページのところに「農産物の需要構造が、かつてのようにダイナミックに変化する状態ではなくなり、生産の選択的拡大の余地が狭まっている」とあり、これは部会長もそうおっしゃったのですけれども、この実感がどうも私、よくわからないので若干の説明を頂戴したいという、それが第1点です。

それから全体を通じて見ますと、これは本当にいろいろと議論されてまとめたのだろうと思いますので、その意味では我々が問題にしようと思うところは、例えば民間の自主性を發揮して云々というふうな形で条件はきちんとつけておられる。その意味ではこの内容は本当に文句のつけようのないようなものになっているのですけれども、やはり問題は基本認識ではないかと私も思うわけです。

それはやはり国際的な大きな流れの中での農業の位置づけという問題を考えていかなければいけないのだけれども、例えばこの中ではこれから日本の経済自身が市場経済原理に基づいたフェアな競争というところをキーワードとし、恐らく経済界もこれからはその方向でいかざるを得ないわけであります。それをそのまま農村に、農業に適用できるものでないことは私もたびたび申し上げておるわけですけれども、しかしやはり基調にあるものは農業をやっていらっしゃる皆さん方自身の自主性と活力、そして市場経済原理というものが貫徹される中で農林水産省当局がこれをある程度誘導するとか、あるいは示唆を与える、そういう形で本当の意味で農業が強くなっていくのではないかと私は考えておりまして、その意味から言いますと、やはりこの内容については、農林水産省の指導の下でこれからも日本の農業を強化していくこうというふうな基本スタンスがかなり強く打ち出されているのではなかろうか。そういう意味では、理念の問題のところでもう少し基本の認識というものを考え方としてみることが必要ではないかなと思います。

それからもう1つは、中山間の問題ですけれども、ここに書いてあるとおりで、これは一番難しい問題であろうと私は思いますが、農業という視点からだけ中山間をとらえるということではなくて、場合によったら情報化とのからみ合いの中で新しい産業とか、ある

いはテレワーカーズを育成して雇用を創造するとか別の視点もあっていい。そういう意味ではもう少し選択的な形で中山間の問題を取り上げるべきではないかな、そんなふうに思います。

事務局 御質問の件でございますけれども、選択的拡大の余地が狭まっているという点は、昨年来の資料でも何度かお示ししたと思いますが、例えば1人1日当たりの供給熱量をみすと、昭和40年度には、大体2,450キロカロリーぐらいを取っておりますが、このうち米が占める割合が44%ぐらいで、一方、肉類は2.1%、牛乳乳製品は2.5%となっております。ところが平成7年度の数字を見ますと、約2,640キロカロリーのうち、米の割合が25%程度と、米が大きく減り、主として畜産物や油脂の消費が増えてきて、食生活の多様化が進んでおりますが、この変化の度合いは、例えば昭和35年度から50年度にかけたは米の減り方は5年間で4ポイント程度の減少であるのに対し、近年では、5年間でせいぜい2ポイントと、この変化の度合いがどんどん小さくなつて国民の消費の多様化のテンポが緩やかになってまいりましたので、選択的拡大の余地は狭まっているというような表現でこれを表したわけでございます。

委員 質問ですけれども、今の基本法の下では、農産物の需要と生産の長期見通しみたいなものを制度で決めていますね。それでいわばその5年後あるいは10年後の数量的な目標というものを掲げながら、農業生産の意欲を振興していく。その前提条件としては、今日も書かれているように、コストダウンの必要があり、それは当然そうだと思いますけれども、いざれにしても数量を掲げるということをやつたわけです。しかし、今度のこういう考え方で整理されてくる農業施策の中では、数量的な目標というものはもはやなくなつて、非常に詩的なというか散文的でない文章でつづつていく、そういう指導体系で、国が強力に数量を掲げるという意味での国のリーダーシップではないけれども、非常にきめ細かい指導的なソフトウェア中心のそういう施策体系に変わっていく、こんなふうなイメージでいこうかということなんでしょうか。

事務局 まず長期見通しは、これまで6回にわたつて策定されておりまして、概ね10年先ぐらいの需要と生産の見通をお示ししております。現在のものは平成7年の12月に公表したもので、平成17年の姿をお示ししているものです。

過去6回と申し上げましたが、当初の第1次、及び第2次の長期見通しは自然体と申しますか、趨勢からみて大体こういう需要の見通しになる、国内生産も大体こんなものであろうという見通しを出しております。これが第3次ぐらいになりますと、それだけでは意味がないのでいわゆる政策努力も加味したものを出せということになりますと、コストダウンを図つていけばこの程度の生産ができるのではないか、こういった政策努力をすればこの程度の国内生産は可能であるというふうな、私ども意欲的な見通しと申しておりますが、そういう姿で出してきてるという実態がございます。

従いまして、これまでの長期見通しについて、実績と見通しの関係を検証してまいりますと、需要の見通しはさほど大きくずれておりませんが、最近の生産の見通しそうした意欲的な見通しを行つてきた結果として、ほとんどの品目についてかなり姿が違つてきているという実態がございます。

現在の基本法ではこうした長期見通しをつくる義務が政府に課されているわけですが、今後の新しい基本法の中において、こうした長期見通しのようなものをつくる必要があるのかどうかにつきましては、この調査会におきましても議論していただきたいと思います。また、これは単に農業部会だけではなく、食料部会、あるいは全体を通してという話かと思いますが、こうしたやり方の当否と申しますか、今後ともやる必要があるかどうかにつきまして、調査会における議論もいただきながら、私どもとしても引き続き検討していきたいと考えております。中間とりまとめの両論併記の1つに自給率を政策目標とするかどうかという点もございまして、こういったことも含めながら、今後、最終答申に向かって調査会の各委員の方々に御議論を賜りたいというふうに思つておるわけでございま

す。

部会長 室長が答えられたようなことで、今、お尋ねあったところは、今の基本法の中では生産政策の中に、その一環として需要と生産の長期見通しということで数字的な目標、見通しを出すというのが入っているわけでございますが、この問題は農業部会での生産政策の問題と、それから食料部会の方の国内農業生産の位置づけなり、自給率の問題とオーバーラップする問題でございます。ただ、これは私の読み方ですが、この資料の例えは1ページを見ますと、農業生産政策の展開にあたって、今まで国の強力なリーダーシップによって誘導をしてきたが、今後のことを考えると、もちろん国のそういう努力は一方で必要なんでしょうねけれども、ニーズが非常に多様化し、高度化してきているので、生産者がみずからニーズをつかまえてうまく対応していくということだと、地域特性ということがやはりどうしてもこれからは問われてくるので、地方公共団体なり、生産者団体が果たすべき役割が大きくなっているという認識はその中で出てきているわけです。

ただ、他方で、今度の基本法見直しの大きなモチベーションの1つになっております自給率が非常に大きく低下してきた、それに対する国民の不安というようなものがやはり出てきている、これに対してどういうふうに応えていくのかということに対して、やはり農政として何らかの形で、そしてまたその前段階でこの調査会として答えを出さなければいけない、そのときの出し方として今、御指摘のあった問題をどうするかということが問われている、こういうことだと思うのですね。

いずれにしろもう国だけということではないということは確かだろうと私は解釈します。

委員 今のことだけで簡単に言えば、確かに1ページの右側に施策として書いてあるのですけれども、左側の文章には、どこのページにもこの項目がないので、やはりこれはきちんと位置づけをしなければいけないと思うのです。私の個人的な感想を言えば、国全体のこういう長期見通しを折に触れて改定しながら出していくというのは、特に意欲的な数字を盛り込むということになってからなおさら現実にはそうはいかないわけですね。そういうかのを検証なしにまた次の改定をやっていくというのはいかにもむなしいことですから、私は国全体としてのこういうものはいらないのではないかというふうに思います。

ただし、それでは何もなくてもいいのかということになると、いろんな関係者がそれでもし不安を抱くとか、そういうことがあってはまずいかなと思う。私はむしろこういうのは、この中の本文といいますか、文章のところにもちらちらあったかもしれませんけれども、要するに地域なんですね。どういうふうにその地域の農業を中期的に、長期的というとちょっと長過ぎるかもしれません、中長期的に構築していくかということなのではないでしょうか。そして本当にその地域でなんでもかんでもつくるということはあり得ないのですけれども、どういう農産物がその地域に最もふさわしく、特色があって、しかも品質もいいし、それから場合によってはコストもある程度勉強してできるということを各地域で見通してつくること、それを例えば国はお勧めをするとか、1つに全体集約するような、そういう国レベルの仕事の形があつてもいいかもしれません。

しかし、国が全体のことを、数字を吸いあげて、どうだこうだというのはもう新しい基本法の時代には必要ないのではないか。むしろ地域のそいつた生産の見通しといいますか、これは若干意欲が入ってもいいと思うのですけれども、そこがそういう形で何かできないでしょうか。

部会長 地域というのはどのくらいの・・・。

委員 それは県なのか、あるいは自治体ごと、私はむしろ県よりはもうちょっと狭い範

囲の自治体ぐらいでそういうことを本当に一生懸命頑張る、県になると会長代理もいらっしゃるから、そんなことはそう簡単にいかないよということになるのかもしれませんけれども、しかし今、ある程度そういうことを県によってはやっているところもあるわけですね。

部会長 かなりの県が県の農業計画ということで、そういう将来像を持っていると思うのですが、どうでしょうか。

事務局 手元に数字があるわけではございませんが、各都道府県には、大体農政審議会のようなものが設けられておりまして、そうしたところの御意見をお伺いしながら、何年後かの県の農業の姿について、数字的なものもついた計画なり、構想なりをお持ちではないかと承知をしております。

部会長 質問ですけれど、どこかでそういう例えは都道府県の農業計画を全部足しあげて、今の基本法のそういう見通しの数字と比べてみるというような作業をやられたことはありますか。

会長代理 そのことについてだけ発言させていただきますと、地域では、それぞれやっているのはやっていると思います。しかしそれは生産だけでして、需要の見通しとのからみは全然書けないので、要するに生産対策の一環として農家と農業団体としめし合わせていろんな数字をつくったりしますけれども、生産の見通しだけ書いたって意味がないのですね、需要の見通しとのからみが出てこなければ。

委員はいろんな今までの御経験からしてあまり意味がないとおっしゃいますが、私の今の感じとしましては、今まで需要と生産の長期見通しを国が出しておいて、これからは出しませんということは農林水産省は言えないのじゃないでしょうか。それはやや情的な話になってしまいますが。

委員 市場ベースでの需要見通しというところが自給率の問題にからんで大問題になるとは思いますけれども、市場全体で市場見通しといいますか、価格はともかくとして市場の量的見通しという、そういうものをつくると一体いかなることが起こるのでしょうか、不可能でしょうか。

今、おっしゃったのはむしろ国内の生産見通しだけやってあるけれども、結局それはむなしかったということですか。

部会長 いや、需要と両方やっているのです。

委員 もちろんそうですけれども、例えば今、会長代理がおっしゃったのは、むしろ生産だけの方を地域的にはやっているというようなお話をしたね。

会長代理 各県ベースの需要はつくれないですよ。マクロというか、国全体のものでなければ県内の需要だけつくってやったって意味がないですから。

委員 だから需要になると地域ベースでは逆にできなくなる。

会長代理 はい。

専門委員 全体的な印象をまずはじめに申し上げたいと思うのですけれども、専門委員、それから委員等もおっしゃっていましたが、インパクトの問題で言うと、例えば1ページ、2ページでこれまでの生産対策と変わったような印象を与えてはいるのですが、そのあとの方を読んでいくと果たして本当に違っているのだろうか。つまり状況把握はもちろんその時代、時代変わってきていますから、状況認識が変わっていることはたしかなんで

すけれども、例えば選択的拡大をやめる、あるいは国の強力なリーダーシップによる誘導をかなり弱めていくということを書いておきながら、例えば個別政策で11ページ真ん中あたり、品目ごとのことでいうと、生産の指針を明確にして生産を展開していく、これはだれが生産の指針をつくるのか、国がつくるのか、生産者なのか、このあたりもやはり選択的拡大という言葉はやめていながら、結局政府誘導型の生産政策を今後も続けていくのではないかという印象をどうしても持ってしまうのですね。ですからそのあたりをどう読んだらいいのか、あるいはどう明確化したらいいのかということは非常に重要なポイントになってくるのではないかという気がしています。

その意味で、1ページ、2ページに関しては、例えば基盤整備だ、それから環境対策だ、研究開発・普及という形でいわば公共政策的なところに重点を移していくという生産政策、これは私自身も非常に賛成です。しかし一方で、これは構造政策とのかかわりになってきますけれども、3ページ以降に出てくる具体的な政策、各地で特色のある品目にというような話ですね、これはある意味で生産物の差別化という形で、その地域、地域で知恵を出していく、あるいは知恵を出すことに力を貸していく、そういうことに関して何ら異論はないのですが、こういう書き方ではじめにその地域の特色ということを前面に押し出されると、それでは全体的な構造といいますか、規模拡大、ないしは新政策で打ち出してきた経営体の実現といった、そうしたこととの整合性はどうなるのか、あるいはこれから構造政策については議論するわけですけれども、とにかくこの段階だけで見てしまうと、構造政策が後退しはしないか、あるいは一番はじめにここを読んだ人が、ひょっとしたら商品の差別化だとか、日本にしかできないものをちゃんとつくる形で日本の農業のじり貧化はいわばそういうところでしか食べ止められないんだという形の認識を持つてしまうのではないか。

これは構造政策のところで議論すべきだとは思うのですけれども、一方でやはり規模拡大を通じた大々的な農業、それは前に資料にありましたように、アメリカとは比較するべくもなく、ヨーロッパと比べても規模は20～30分の1である、そういう中で日本の農業生産の対策というのは、こういう地域に特化した、あるいは商品の差別化ということだけでなく基盤整備だとか規模の拡大をやはり少し前面に出す形でないと、我々がさんざん議論している改革とか、もっといえば、ある意味で農業ビッグバンみたいなことへのインパクトを持つような基本法にはならないのではないか。どうやって変えていくのかというのはどうも過去の延長線でしかなくて、どうすればじり貧状態から抜け出すのかということをどこで打ち出していくのかという疑問が残りました。

委員 生産現場で活動している経営者の立場なんですが、経営に現実に取り組んできて、競争というだけではなかなか自信がない。きのう、北海道の道庁の方が我が農場へいらっしゃいました2時間議論したのですけれども、北海道でも自信がないとおっしゃった。道庁の方は6次産業というのはどういう考え方だと聞きにこられたのですが、現実に僕は今、この書かれているのは理解できるのですね。競争だけをあまり出しますと、私自身も、ここまでやってきたけれども、本当に勝てるのかという疑問がありますから。競争は絶対必要です。しかし私は、競争と協調という意識を持っています。これからは競争もしなきゃいけないが、協調をどう地域でしていくかということを私自身は今、テーマとしているということが1点。

もう1点は、今、委員の方からおっしゃっていましたが、我が町にも農業振興計画の中で生産と需要をある程度やっていますし、県は県で、私も委員で出ているのですが、ある程度のものはあるわけです。ただ、気になるのは、ある程度国が調整しませんと、みんなお米なんですね。私の山口県ですらみんなお米になっちゃうのですね。それはなぜかというと、それだけ関係者というか、生産農家が多いということで、ですからみんな日本列島米になってしまう可能性を感じます。したがって、もちろん地域につくらすということが大前提ですが、ある程度国が調整していきませんとみんなお米だと出てきて、じゃどこのお米をどけさすかという課題がまた出るのじゃないかというのを感じております。

それからもう1点だけ、国内生産の展開の中で、私は今日、ずっと見せていただいて感

じているのは、農業経営の総合化がやはりこれからの方針として私がいきついたところなんですね。生産者から経営者へという言葉が出ておりますが、生産に加工・販売というのもからますような経営もあります。総合化というのは2つ意味を持っておりまして、まず経営の複合化ということは非常に大きいと思うのですね。というのは、畜産農家と耕種農家がどう連携していくか、これは規模じゃないのですね。100ヘクタール、200ヘクタールの耕種農家が畜産農家と連携してはじめて環境保全型農業とか、ふん尿のリサイクルもできますし、まさにコストダウンになるのですね。100ヘクタールの田植えでも、10日で済んでしまうし、100ヘクタールやろうと1ヘクタールやろうとどんな品種でも1年中植えられるものではないわけで、そのあとは畜産とか、園芸とか、これは規模ではなく複合ということが大切なのですね。この複合という言葉がちょっと弱いというのが私の思いであります。

それからもう1つは経営の多角化、これは生産、加工・販売、私はこの2つがこれからの大変なキーワードではないかというのを感じております。

専門委員 あまり長くなるといけませんので、最初に前半の部分について申し上げて、またあとで少し発言させていただきたいと思います。

私、先ほど来のやりとりを伺い、また、今日の資料の構成を拝見いたしました、長期見通しとの関係で、今、専門委員のおっしゃったこととも少しからむのですけれども、2番である意味では強力に誘導するという形から、そうではないんだというような形のスタンスの変化が出されている一方で、4番の主要品目の生産のあり方ということになっておりまして、この主要品目の定義は何かというような話はいたしませんけれども、この部分についてはある程度供給の見通しというような形でのこれまでの政策との連続性を持たせるというようなことをあるいはお考えになっているのかなという気もちょっといたしました。これはかんぐりのような話でございますけれども。

消費者・実需者のニーズに対応した国内生産の展開ということにつきましては、何人かの委員の方もおっしゃいましたように、ここに書かれていることについては、私はまず妥当だというふうに思っております。

農業と食品産業、広い意味での食品産業の接点が非常に広くなってきておりますし、もうむしろ接点がないといいますか、シームレス化しているという面もあると思いますので、これも時代の要請だらうと思います。

したがいまして、農業政策もある意味ではアグロ・フード・ポリシーというか、やはり両方目くばりしたような形になっていくのだろうと思うのですね。ただ、なかなかアピールしないというようなところがあるとすれば、やはりそういう現状の認識はそれとして、政策の基本的なスタンスをどうとるかということがちょっと読みにくいんだろうと思うのです。

いろんな表現があると思うのですけれども、恐らくこれからはこういった結びつきを助長する、そのことによって農業も結果的にひっぱりあげられるというか、そういうことだろうと思います。そうなりますと政策は基本的にはあまり過度に介入しないというか、むしろブレーキになることなどしないで、安全の問題ですとか、表示の問題をお手伝いするとか、そういういわば社会的な規制という方がむしろウエートとして大きくなっていくのではないか。私はそういう気持ちを持っておりまして、そういう全体としての状況認識はこうであって、それに対応した政策のスタンスというのももう少し突っ込んで書き込むというようなことがあっていいのじゃないかという気がいたしました。

それからもう1つの環境問題でありますけれども、これもいろいろ書かれていて、それもっともなんですかけれども、ちょっと気になったのは、資料で申しますと8ページでございますけれども、EUの直接支払い制度を例としておあげになって、やや慎重なスタ

ンスということをにじませた、そういうお話だったと思うのですね。この制度自体、私も日本に適用することは非常に難しいといいますか、適用できるケースというのはごくわずかだろうというふうに、そういうふうに思っております。

ただ、環境保全型の農業に対する支援というのは、もっといろんなタイプのものがあるかと思います。例えば96年のアメリカの農業法の中では、畜産の環境保全施設に対する国の補助を行うということを明記されておりましますし、いろんなタイプのものがございますので、これでもって妙な誤解といいますか、つまり環境保全型の農業に対してはやや突き離した形で、もうこれはそれぞれ自分で考えなさいというようにとられるとちょっと困るという気がいたしました。

私自身は2つの理由で、もちろん厳格な環境改善への取り組みがあるということを前提でございますけれども、当面、公的な支援ということを考えていいいだろうと思っています。現にいろんな形で補助金もいっているわけですが、これを環境政策として一度きちんと整理してみていいのではないか。案外、これを積み上げてみると相当な額になっているということもあるのかもしれません。農業だけではないかもしませんけれども、環境改善というのはなかなかもうけには結びつかないわけで、むしろ一生懸命やれば、それが正直者がばかを見るような、そういう構造があるわけです。したがって、なかなか一般的な価格政策といったようなものではインセンティブが働きにくいことがあるわけで、ある程度個別に、本当の意味で頑張っている人に応援するような政策がやはり必要だろうと思うのです。

それからもう1つの理由は、先ほど申しましたけれども、O E C Dでかなり議論がある汚染者負担原則について、これは私も承知しておりますけれども、今のところ、実は欧米の国でも汚染者にある意味では支払うようなことをかなりやっているわけです。これからW T Oの交渉を考えても日本として、今ある政策の中で、やはり緑の政策と位置づけられるものをきちんと確保しておく必要があると思うのです。いずれそれを緑の政策からははずということになるのかもしれませんけれども、環境保全型の農業への取り組みに対する支援ということは、当面はきちんと考えていいのではないかというふうに思っております。

それからそれと関係いたしまして、先ほど申しましたけれども、これはきちんと環境改善に資するということを前提としているわけでございます。その際にちょっと気になりますのは、環境保全型農業への取り組みを農林水産省の周りだけで考えるのはどうかということがあるかと思うのです。当然環境行政とのかかわりということを考慮する必要があるのではないか。ものの見方にもよりますけれども、農林水産省はいわば環境に負荷を与えていたり立場であるという考え方もあり得るわけで、そういう意味では環境行政との関係ということをもう少し考える必要があるのではないかと思う。あるいは既にそういう形のいろんな連携があるのかもしれません。それが1つでございます。

それからもう1つは、農業の場合、特にほかの産業と違いまして地域性が非常に強いわけです。同じ営農の営みであっても、地域によってはそれほど環境に問題がないこともあるわけですし、地域によっては非常に深刻な問題をもたらすということもあるわけです。したがいまして、全国レベルの規制なり、基準なりということを地域レベルで咀嚼するようなメカニズムがやはりどうしても必要だろうと思います。ここらあたりで例えば農業改良普及センターですか、そういったところが実質的に大きな役割を将来、果たしていくのではないかと思っております。

部会長 それに関連して座長から事務局に質問したいと思うのですけれども、今、ちょっと出た話に関連しまして、環境保全型とか、あるいは持続可能性のある農法とかいうようなことで、それを緑の政策として確保するというお話があったのですけれども、環境保全型の農業なり畜産をやるとコストがかかるというふうに一般的に思われているし、また事実そういう面があるわけですけれども、実際、各地で取り組まれているいろんなものの

中に、環境保全型の農法で、しかもコストダウンにもつながるようにするにはどうしたらいいかというような成功例みたいなものも出てきているのではないかという気がするのです。その辺について、全体的に耕作放棄地なんか増えてきて、農業を総合化した形で今までと觀念を切りかえてやっていくというふうな余地が出てきているということも含めてですけれど、これから技術なり農法、コストと環境保全との関係について、今どんなふうにお考えになっているかちょっと教えていただきたいと思います。

事務局 先程説明がありましたように、平成4年の新政策で環境保全型農業に力を入れようということで、平成6年には農林水産省内に環境保全型農業の推進本部をつくり、また全中、生活協同組合、その他の民間の方々で環境保全型農業の推進会議をつくって、さらにいろんな技術指針もつくり、啓蒙に大いに努めているところでございます。総じて言えば、こうした機運はかなり浸透してきたかなというふうに思いますが、さっきの資料にもございましたように、実際の取組は点的なものに留まっているかと思います。

お話をありましたように、環境保全型農業は農薬なり、化学肥料を減らす、あるいは堆きゅう肥をしっかり使う、その一番極端な例が有機農業ですが、いずれもはじめのうちはどうしても手間暇がかかります。例えば農薬を減らすとその分手で除草しなければならないとか、あるいは堆きゅう肥の施用が地力に重要なことはわかっていても、なかなか自ら堆きゅう肥をつくり、施用する手間がかけられないという事例が多いように思います。

ただ、経験を積み重ねていく中で、苦労は多いけれど収益が高いといった例も生まれてきております。また、都市消費者との交流の中で、契約販売を通じ安定した販売先ができるとか、いろんな動きがあると思います。

このように色々と難しい問題はあるわけですが、特に肥料のやり過ぎ等で地下水の汚濁が一定基準を越えている場合などはしっかり適正な値にもっていくような生産方式に変えいかなければいけませんし、それ以外のところもできるだけ環境負荷を少なくする方向にこれからもっていかないと、国民、消費者の方々の国産農産物への信頼もあやうくするのではないかと思っております。

専門委員 今回の全体的な流れの中で、私が一番うれしかったのは、消費者ニーズという言葉があちこちに出ているということです。それと環境保全型農業、そのほかにもう1つ、安心、安全、このキーワードがあるということは、どちらかといいますと、市場経済の原理の貫徹と先ほどおっしゃられましたけれども、それを目指しながらも、最初に部会長がおっしゃられましたように、実際はもうそろそろいわゆる市場経済が頭打ちになり、食品関係に対しては安心、安全と、もうこれは経済優先ではいかなくなってきたのではないかと思います。一部に世界的な傾向としてある、いわゆる価値観の見直しという形で私はこの環境保全型農業というものを受けとめたわけでございます。

もちろん生産段階ではコスト低減というのを徹底的にやっていかなければならないのですが、やはり価値観の見直しということは、当然これから世界的に出てくるのではないか。ことに安心、安全という言葉が出てくる以上は、これを避けては通れない。その辺を踏まえて今回の答申ができるのなら、これは日本はかなり進んだ農業政策ではないかなというふうに内心喜んでおります。

ただ、もう1点、それを実施するには、最後に18ページにありました農業技術の開発、この辺に全面的に力を入れませんと、なかなか解決ができないのではないか、この辺が将来の日本の農業の動向を握るものになるのではないか、これは一番最後に書かれているのですが、もっと前面に持ってきててもいいのではないかと思うぐらいで、このコントロールいかんで日本の農業はいろいろ変わってくると思います。また、いわゆる各県の個性的な作物などというものも、ここからスタートするのではないかと思います。

これは全体的な印象で、あとは本当に実にうまく書かれておりまして、すんなりと喉ご

しょくいってしまいそうで、リアクションが出しにくいという状況でございます。

今度はちょっと別な話でございますけれども、委員が県なり、市町村なりで地域農業の活性化ということをおっしゃられたのですが、私も幾つかの村で、いわゆる生産はしても消費拡大につながらないということで、いろいろと相談されているわけです。それでやつていきますと、ある役場の場合には、役場そのものがネックになっている。そういう意味では、私は村長さんに、もう役場の仕事は行政のコンビニ化になさったらどうですか、行政のコンビニ化ぐらいのつもりで、今までのお勤め時間ももっと延長するとか、もっと細部にわたってきめの細かい仕事を役場がやっていくべきではないかというような話を申し上げたのですが、そのぐらいに流動的にものを考えていかないと、この今回の案というのはなかなか実現しにくいのではないかと思います。1つの例でございます。

専門委員 今の専門委員の話の一部とちょっと重なるのかもしれません、最初に出てきた問題のまた蒸し返しをしたいというのが一応私の趣旨であります。

ここに今日、書いてあるのは、私はその内容 자체は恐らくあまり皆さん、異論がないようなことが書いてあるのではないかと思うのです。しかしながら、最初に議論が出てきましたように、もう1つ上のレベルというか、基礎というのでしょうか、やはり日本の農業というものが産業としてというか、あるいはいいかえれば農業の生と死というのでしょうか、そういうものをどういうふうに考えるのか、その点についての基本的な認識なくしては、ここに書いてあることちょっと色あせる感じがするのです。

基本的な農業の生と死というか、あるいは産業として農業というものをどう見るかということについては、今までいろいろ議論が出てきたと思うのですが、どうもやはり最後まで詰めた議論はしていないと思うのです。私自身も結論がなく、まだ詰めなければいけないのですが、一方で産業としての農業ということが強調されていてそれは私も同感なわけですが、他方でしかし農業というものが普通の産業、場合によって自動車産業と同じように世界的に負けてつぶれてもいいのかというと、そこまで徹底する意見があるわけでもなさそうです。そうしますと、その間において、何か一定の線、まとめというのでしょうか、何かあり得るはずで、そういうものを詰めて議論するということがやはりここでは必要なんではないかという感じがするわけです。

中間とりまとめの段階では、両論併記でもって一応すむと思うのですが、やはり最後、まとめということになりますと、そこまで徹底して、それでもまとまらないことがあるかもしれないし、あるいは多少意見が集約されるかもしれないし、そういうことをする必要があるというのをさっきの議論の蒸し返しですが、指摘しておきたいと思います。

委員 今までお話がありましたように、農業生産の基本的な考え方ということでは、それぞれの主張をよく盛られていると思っているわけであります。議論が幾つもありましたけれども、農業というのはやはり基本的には生命産業、食料の供給源であるという問題、それからもう1つは多面的な機能を有す、いうなれば環境保全というものを今後、考えて取り組まなければならない、こういうふうに思っておるわけであります。

そういう中で、まず、生産目標というのは我々は立てられるわけであります。1つの地域内における土地構成、あるいは環境、その気候・風土というものによって品目を選んで、ある程度生産目標は立ちます。しかし、需要、この面については、これはやはり国の段階で全体を決めてもらうということが大事だらうと思うのです。

そうでないと、生産計画は立ってもなかなか消費できないということであります。ただし、そこでもありますように、グローバル化の中における市場原理、あるいは競争という問題もありますが、それは当然今後の経営改善の中には取り込んでいく必要があるけれども、先ほどもありましたように、100%競争のみでいいけるものではないということが私は農業に課せられた宿命だと思うわけであります。

先般の地方公聴会でもいろいろ承りましたように、国内農業生産はある程度高価であっても、これを利用したいんだという意向が極めて強く、この背景にはやはり食料の安全性ということがあるのではないかと思います。したがいまして、今後、この政策目標の中には、消費者なり、あるいは実需者のニーズというものも聞いていく必要がある、そういう意味では、輸入食料の問題、備蓄の問題、生産とありますけれども、先ほどありました原産地の表示の問題とか、環境なり、あるいは人体にかかる影響、農薬の残留の問題、あるいは生産段階ではないけれども、輸出、あるいは流通、輸送段階でこれらがどういうふうに動いているのか、これら辺の明示が十分でないのではないかという感じがするわけであります。そういう意味からも、食料の安全というものを守る必要があります。

そういう見地からして、国内の農業生産については、まず我々としては安定供給という体制を整備をしていく必要があると思っているわけで、そういう面はこの中に表現が若干足りないのではないか。そしてあくまでもこの問題については国の責任であり、そのことを明示をしていくべきだろう、こんなふうに思っております。

特に私が申し上げたいのは、今、人間の基礎エネルギーは大体1,500から1,600キロカロリーというふうにいわれておるわけでありますが、そういうことを考えた場合に、一旦緩急というか、いろいろの条件、またいわゆる農地の荒廃なり、先ほどありましたような環境の汚染の問題、あるいは人口の増加という中で、これらが確保できるのかどうか。今、日本では1,200万ヘクタール分の食料が輸入されている、しかもアメリカを中心とした主要国でその9割を賄っているという問題の中で、今後、国際交渉もあろうと思いますけれども、こういう問題では確実に、また安心できる確保策が可能であるかどうかということも考え、そういう面を今後、明示をしていくべきだと思います。

また、生産の段階につきましても、市場原理を導入した生産体制というふうなものも十分吟味して今後の活動を展開していかなければならないと思っておるわけであります。

そしてもう1つは、農業の多面的な機能の問題であります。この16ページにも書いてありますけれども、私どもとして特色ある農業展開を図る中で、特に土壤の保全、化学肥料オンリーを有機肥料に代えること、地力のアップという面では、今後、飼料作とのかかわりもありますけれども、緑肥というものをもっと使っていくことが必要ではないか。そういう意味では飼料化と併せまして、青刈りの大豆とか、イタリアンライグラス、れんげ、さらにナタネは特に土壤の劣化に非常な効果があるやに思っているわけであります。これは技術研究所の御意見も承りたいわけでありますが、過去、慣行農法としまして、こういったことによって地力を保持し、循環型農業というものを進めてきたわけあります。

さらに私どもの地域では、酪農と共同乾燥調製施設のモミガラを一体にして、堆肥をつくっているわけであります。今日まで約10年ほど経過し、今、土づくり運動を大体6年計画でやっておりますけれども、これはその年だけ投与してもどうにもなりませんので、少なくともこの6年が5回継続すれば30年になる、こういう長いスパンで効率的な処理の仕方というものを考え、これと飼料作とを並行的に進められないだろうかなというふうな感じを持っております。

そういう意味で農業の多面性と環境という問題につきましても、さらなる今後の検討が必要と私は考えておりますので、これをこの基本的な生産の考え方の中に入れていただければと思っておるわけであります。

委員 今、委員から話がありましたことは、私も全面的に賛成であります。農業、これは国民に食料をずっと与えてきたわけであります。特に米について見ますと、日本全国どこでも米が生産できるわけであります。そういう中にあります、国民の消費というのはかつては150キロぐらいのところが半分以下になってきておる。将来、見通しもやはり多少減っていくであろうということであるわけですが、それからもう1つはガット・ウルグ

アイ・ラウンドで義務的にずっと40万トンから80万トン、その米が輸入されてきてある。

そういうことで、減反に続く減反をやり、昨年さらに苦痛の中の決断の中でさらなる減反をお願いしたわけでありますが、まさに35.5%の減反率、面積でいえば96万ヘクタール、これは近畿、中国、四国、九州、ここらの水田面積に匹敵するだけの減反をやってきてある。そういう中にありますて、やはりこの主要食料、基礎的食料というのはある程度需要に見合って供給していくということが必要なではないだろうか。米とか、麦とか、大豆とかいったようなもの、そしてやはり今まで随分話が出てきたわけでありますが、日本の今の自給率はカロリーベースで42%、これはまさに世界の国の中で百何番目ではないか。こういうことでもし何かがあったときには一体どうなるのかという不安感は恐らく国民全体的に持っておられると思います。そういう中にあって、こういう基礎的な食料というのは生産とそして備蓄と輸入ということが基本であるべきではないだろうか。

それから今日日本の農産物というのは1,700万ヘクタール、うち500万ヘクタールは国内の農地、1,200万ヘクタールは外国、そういうところから輸入をしておる。農産物の金額にして約7兆円以上ともいわれておるわけで、果たしてそんなことが今後、続けられていくものかどうか、大方の国民が今までのような経済状態は恐らく続かないだろうという感じを持っているということからすれば、やはり日本で生産できるものは生産していく、農地を資源として考えていく必要があるのではないかと、この場でも多くの方からそのようなお話をありました。そして日本列島は2,000キロにわたって南北に非常に長く、多様な農産物が生産されている。例えていえば北海道では、耕種農業には適さないけれども、酪農ということについてはある程度ヨーロッパに近いような、そういう状況になっています。そういう酪農を進めていけばミルクプラントができ、そしてそれが雇用の場につながっていくということ、あるいは今度は南の方の沖縄へいけば、パイナップル、あるいはさとうきび、これは毎年のように価格の問題を生むというようなこともあるわけですが、そのように各県、各県においては、それぞれ特色のある農産物が生産をされ、やはり各県それぞれにおいて、振興計画を立てているわけで、やはりそういう地域、地域において特色のある農産物を振興していくという、だんだんそのような地方自治体での芽ばえが出てきていると思います。

それから一般消費者の方々が安全、安心、味覚の良い農産物を指向されている、そういうことについても、やはり農業生産者として、今はそのような方向でかなり取り組みつつある。朝市しかり、あるいはファーマーズマーケットしかり、また都市地域の農家につきましても、そういう消費者ニーズに応えるような農産物、野菜等を生産して、そして今度は消費者と対面販売や、それぞれが名前を書いた、そういう販売をやっている。これは消費者から喜ばれ、そのことにおいて生産者と消費者との交流なり、あるいは地域の生産者がニーズに基づいていろんな農産物を生産をしていくという地域農業の振興が図られつつあるわけで、かなりそういう方向に今、認識も変わってきたと思います。

それから畜産関係、これはいつもふん尿の問題があれこれ出るわけですが、そういうことについて立派に取り組んでおられる例もぼつぼつ出てきました。あるいはそういう畜産農家で堆肥センターを共同でつくる、あるいはまた屠殺場、これも衛生的なことで消費者の強いニーズにも応えていく、食品業界もそうですが、飲料水関係も、牛乳関係においても、例のH A C C Pの施設をどんどん整備していくつつある。また、それに対して整備資金の融資をやろうという方向に進みつつあるわけで、そういうところで国内で生産をされたものを国内でやはり安全、安心と、消費者に好まれるような農産物を生産していく。しかもやがてこれはH A C C Pでなにをした食品ですよというようなことが表示をされることもそう遠くはないのではなかろうという気がいたしておるわけであります。

いずれにしても、これからやはり日本ができるものは日本で生産をし、また、消費者の人もそのことを非常に望んでおられるので、農業生産者もそういう消費者と一体となってやっていく、あるいは都市農協は郡部農協との交流、例えば郡部で肉牛を生産しておれば、都市農協においては人口が集中しておりますので、焼き肉センターをやるとか、いろんな連携が進んできてるわけです。また、今、環境と農業ということがいわれてあり、

それからデカップリングをどうするか、これについてはやはり中山間地、あるいは島しょ部というところで、個人的にやるのではなくて、営農集団であるとか、農業法人であるとかといったようなところにそういう直接補償をやって、国土の保全なり、あるいは国土のこれからの経営というものを考えていくことが必要です。

ともかく我々はたえず共生ということを唱えてきました。お互いがともに生きていこうではないか、ともに意見を聞きつつ、そしてそれが実現ができるようにということを唱えています。この3月には農林水産大臣がパリへ行って、農業というのは食料の供給もされることながら、いろんな多面的な役割を果たしておるんだということについて強調され、多くの共感を得ておられる。96年のローマにおける世界食料サミットにおいてもやはりそういうような農業の多面的な役割ということについてだんだんと国際的な認識が深まつてきてありますので、日本の国土、今、周りは山林であり、あとは農地であり、住宅地であり、工場であり、この縁したたる日本の国土をみんなで守るにはどうしたらしいか、どのような経営をやつたらいいかというようなことで今日、いろいろ提言をいたしておりますが、まずまず良いのではないだろうか。さらにそういう気持ちで我々も取り組むようにいたしたいというように思います。

委員 先ほど長期見通しのことで申し上げたのですが、これは食料部会もあるだろうと思いますので、ここでまた改めてということはないと思いますが、ただ、なぜ地方中心ということを申し上げるかというと、どこに行きましても、今度の公聴会でもそうなんですけれども、国がやってくれ、国がしっかりした方向を示してほしい、こういう意見があつて、私はそれに対して反発した地域もありました。国に全部やってもらって、それがないと、我々は方向が見つけられないんだという考え方には、いつからこういうふうになったのかよくわかりませんが、多分生産調整がずっと続いている間にそういう感覚が広まってきたのではないかというふうに私は思います。それでさっき長期見通しのことでああいう形のものは私らしいのではないかということを申し上げたのです。今後、個別の品目についての生産目標のこととか、それは食料部会でもあるだろうと思いますが、そのときにまた申し上げるとして、基本的に私はそういう思いであります。

それでそれに関連して言いますと、私はこの今度のたたき台というのですか、これについてはある程度網羅して書いておられるということは認めますけれども、非常に重要なポイントについては、むしろ非常にあいまいである。その1つは今、国のことと言いますと、冒頭の1ページのところで、生産政策の中で長期見通し、現実の施策の中で、もう1つさらに後ろの方に生産調整対策というのがあります。生産調整対策というのは、これから先の、つまり今2年間、米の緊急対策をやっているわけですが、その2年間が終わったらあと、一体生産調整をどういうふうにするんだということは重要な大問題だと思うのです。まさにここで国か地域かということが問われることだろうと思うので、少なくともやはりそういう問題提起はこの調査会としてすべきではないか。できれば方向性も出したらしいと思うのですが、なかなかそこまで一気にいかないとすれば、少なくともそういう問題提起はしておくべきではないか。それがさっき専門委員がおっしゃった改革ということの、つまり今までの延長線でやっていたのでは、もう今の地盤沈下というのはなかなか回復できないんだよというようなところにつながってくるのではないかというふうに思うのです。

それからもう1つは、今の生産調整のことに関係してくるわけですけれども、委員がおっしゃったように、日本でできるものは日本でつくるということ、基礎的なものは日本でつくる、私もそれは基本的に賛成ですけれども、それでは少なくとも現実、これまで何年か、そういうふうにやってこられたのか、それはあるいは国が悪かったからおれたちはそうできなかつたというふうにおっしゃるのかもしれませんけれども、現実にはやはりつくり易い米をどんどんつくって、本当は足りない大豆であるとか、小麦であるとか、そういうものをつくって、少なくともその需要に応える努力をして来られるべきであったにもかわらず、現実にはちっともそうなっていない。

本当の意味で、できるものは日本でつくるということであれば、やはり地域性を本当に

考えた、これは中間取りまとめにも文章、言葉として入っておりますが、適地適作ということを、国がおまえのところは何をつくれではなくて、その地域があれのところはこれでいく、それはアピールできる作物なんだということを地域が本当に認識して、つくらなければしようがないわけです。それは必ずしもバランスがとれるとかとれないとか、その地域レベルでは無理だと思うのです。自然条件に合わなければしようがないのだけれども、自然条件に合った上で、そういう感覚を私はそれぞれの地域が養っていく、つけていくことが重要だと思います。県はだめなんですよ、県でやるというと、やはり委員がおっしゃったように、私もさっきそれをまさに言おうと思ったのですが、みんな米になってしまふのです。今までは。しかしそれは今度は少し変わるかもしれない。それはなぜかというと、今、自主流通米のいろんな制度の検討が行われていますけれども、これも市場原理に従ったような形で取引が行われるようになると、少なくとも値幅制限がなくなってきたときに、本当にその地域、地域で、本当にあれのところは米でいいのかな、こんなに市場価値が低くて、しかも今度例えば政府米なんかで売れない米の県銘柄は公表するというようなことになると、やはりあれのところはこれでいいのかなというような気持ちが少し出てくると思いますから、今までと同じにはいかないと思います。けれども、やはり県レベルではいろんな疑惑がありますから、その地域でどういうものをやっていくかということを考えるのが先決ではないかと思います。

それからもう1つは、改革ということから言いますと、先ほどの環境問題の中で、これはもちろん今度の基本法のための検討の大変大きな目玉だと思いますから、きちんと位置づけるべきだと思いますが、その環境問題の日本の今までの感覚というのは、先ほど来、いろんな方がおっしゃっているように、例えば多面的役割とか、地域を保全するんだと、むしろそういうことがいわれてきて、本当は実は農業は加害者なんだという感覚、ヨーロッパなどでは既にそういう感覚に変わってきてているわけですが、その感覚が足りないと思います。だからそれにブレーキをかけなければいけない、ブレーキをかけるときに、コストがかかりますよ、コストがかかった分を例えばそれによって水もきれいになるかもしれません、地下水もきれいになるかもしれない、それからつくられてくる農産物についても、消費者が本当の意味で健康にいいものをつくれるかもしれない、それに対して消費者がどのくらいの負担ができるんだろうか、どのくらいの負担をしてもらえるのですかという問い合わせという形で、つまりきちんとそういう整理の仕方で書くということが大事なのではないかという気がするのです。

部会長 ここは消費者ですか、消費者及び納税者ですか。

委員 納税者です。つまり消費者ということはタックスペイヤーということなんですね。

部会長 そこが政策の手法として大事なところですから。

委員 そういうところをやはりきちんとしておく必要があるのではないかという気がします。

それでさらにもうちょっと申し上げれば、前にもどこかで申し上げたかと思うのですけれども、これから育てる生産者のイメージとして、私は前に経営感覚ということを申し上げました。それともう1つはマーケティングの感覚が求められるのではないか。そのことをきちんとどこかで位置づけてほしいという気がします。なぜそういうことを言うかと言いますと、このごろちょっと必要があって食品産業の方とか、あるいは中食関係の方とか、素材産業の方とか、そういう方々のお話を大分聞いて回っているのですけれども、今、この分野は急成長ですね。猛烈な勢いで伸びています。猛烈な勢いで伸びていて、その関係者は、そういうお弁当なりお総菜なり一生懸命つくっています。けれど、その陰で国内の実際の農業現場の人とか、あるいは農協、単位農協の人とか、そういう人は一体何をやっているのだろうか。つまりそれはある程度供給のソースになっているのもありますけれども、やはり非常に多く使われているのは、例えば野菜であれば中国から入ってく

る野菜だし、それから牛肉などはほとんど外国からの牛肉です。しかし、そこへ供給するにはコストの面でちょっと無理だということになれば、例えば地域の農協なりなんなりが自分でそういう起業を考えたらどうですか。おにぎりなんかものすごい勢いで売れていて、そういうった食品産業の方々などの猛烈な勢いの情熱を呆然と見ているというような感じは私はまことに残念です。これからはマーケティング感覚というものが経営感覚と一緒になければいけないのではないか、それをこれから先の農業の生産政策と併せて必要な項目としてあげておくべきではないか。

そういうことがうまく書ければ、今までの基本法とはちょっと違う改革についてのイメージが少し出てくるのではないかという気がします。

会長代理 前にも申し上げたかと思いますけれども、たまたま私は昭和35年から8年まで県の課長をやっていまして、基本法のできたときの第一線の小隊長で、苦労もしたし、楽しい思いもしたわけです。そのときの経験、それ以降の経験等を踏まえて2、3、感想といいますか、お願いも含めて申し上げますが、先ほど来、話題になっております、特に委員の御質問の、1ページの選択的拡大の余地は狭まって云々ということについて、大変難しい答弁を事務局がなさっていましたが、これは悩むことはないのでして、それまで現場では配給する米が足りなくて、米の生産県である山形県の農政部長が青い顔をして農林水産省へ飛び込んで、県内の配給米の確保ができないと言ったのを現場で見たのは私は昭和42年ですから、まだ米がうんと足りないときであったわけですね。そういうことで米、麦とか、食料増産ということをずっとやってきた。しかし、所得がだんだん上がってきただので世の中ちょっと変わってくるよというのでいろんなことが選択的拡大となつたので、言葉は大変すばらしい言葉なんですけれども、あんまり中身のある話じゃなかったと思います。

選択的拡大のために国が強力なリーダーシップで誘導したというのはちょっと書き過ぎで、生産性の向上対策についてはものすごくリーダーシップをとった、特に基盤整備、基盤整備をすることによって反射的に選択的拡大ができるようになってきたという側面がかなりあるので、あんまり生産の選択的拡大の余地が狭まってきたなんていう難しい言葉を書く必要はないという気がちょっとしただけあります。

それから今、委員の国、あるいは地方がというときに、私なんか悩むのは、地方がどうのか、地方公共団体がどうのかという点があるのです。知事で仕事をしていますと、各省の仕事全部そうですが、県庁の職員5,500名ですね、畜産局の職員は恐らく何百名もいるのでしょう、しかし県庁で畜産課の職員というのは15名しかいないのですから、それが膨大な通達や何かをこなしている。市町村に行ったら畜産担当の課長なんかもちろんないわけですから、それが農協だといえばそれなりの話としてはわかるのですが、そういう中で地方公共団体だというと、市町村ではなくやはり県にならざるを得なくなるのですね。その県が適当かどうかは別問題としまして、そんな感じがします。

それから今までに出た議論とのからみですが、2ページで国内生産を基本とした食料の安定供給と書いてあり、これはこれでいいのですが、その前段に安心できる国民生活の実現のためにはと書いてあります。これだけだとちょっと説得力がこれからなくなってくるのではないかと思うのですね。どこかの公聴会での女の人の発言の中に、長期的な、国際的な食料の自給を見ますと、今50何億人があと30年後に80億近くなる、あるいは食料が足りなくなることは目に見えているんだから、いろいろ問題があるかもしれないけども、国際化の時代ではあるとしても、できるだけ自分の国の中でできるものを自分の国で消費して、外国からできるだけ、金があるからといって買いまくるというのはどうかというような意見があった。

そういう意味で、できるだけ安心できる国民生活の実現のためと同時に、何かそういう人口や食料に関する国際的な義務という視点でも、国内生産を基本とした云々という考え方に入れられないだろうか。

これは今、全国知事会の中のある知事さんからちょっと働きかけがございまして、まだうまく仕組めるかどうかわからないのですが、そういうことを背景にして、政策的にやると国際的な問題でいろいろ衝突しますから、国民運動的な取り上げ方をすることができないだろうか。そういう中でもっとできるだけお米を食べましょうとかいうような動きが若干見えかけてあるものですから、そんな感じがいたしました。

それから4ページで農地の生産基盤の整備の話、これは12ページにも、16ページにも出てくるのですが、16ページをちょっとごらんいただきますと、生産基盤の整備をうんとやるというのも、これも結構なんですけれども、現実に地方にいますと非常に心配になってしまいますのは、この前、土地改良の長期計画の変更の審議会のあったとき申し上げたのですが、土地改良長期計画であと7、8年間の計画があるわけですね。それでその終わりごろに採択された地区の事業というのは、それから計画をつくって、作業が入って、終わって、全部負担金を返すとなると、30年先のことまで含むわけですね。今、土地改良をやるのは結構なんですけれども、私が心配でしようがないのは、今やっている事業にしても負担金が多分払いきれないだろうと思うのです。こういう基盤整備をやることは大変結構なんですけれども、地元負担のあり方について何かちょっと抜本的な案を考えないと進まないのじゃないかというような気がしますし、農林水産省も将来、困ってしまうのではないかというような気がいたします。

それから環境保全型農業の促進、大変結構なんですけれども、前にもどこかで申し上げたのですけれども、農林水産省はもう少しダイオキシンのことを真剣に考えないととんでもないことになると思うのですね。今、ダイオキシンといったらもうどこの新聞も一面ですから、最近は母乳にまで出てきたという話になってきまして、一般の消費者はどっちかというと、ごみ焼却場で燃した煙が口から入って肺に入って蓄積とすると思っているようですけれども、いつか資料を出していただきましたように、実際は魚とか、牛乳とか、そういう食べ物から入るのが圧倒的で、8、9割がそうだというデータが出ました。食べ物の話になってきて、それが母乳になってきたのです。そうすると、もう今は子供は1人か2人しかいませんから、若いお母さんというのはやや育児ノイローゼ気味になっているので、その人たちは母乳がだめだ、私の母乳がだめだということになったらみんな缶詰に入っている粉乳、要するに乳児用ミルクにいくのか。あの中にダイオキシンが入っているかどうかなんていうことを調べたところがないわけですね。そういうような話になると、全て最後は食べ物になってくるので、もう少し農林水産省はダイオキシンのことを考えるべきではないかという気がします。

それともう1つは、農業だけの世界で議論しているのはしようがないのですけれども、実は全国にゴルフ場が2,500カ所あるはずです。ゴルフ場が使っている農薬、肥料というのは、果樹農業が使っているほどは多くはありませんが、逆に言うと果樹農業はべらぼうに多いので、それより少ないかもしれません、それでも相当な量でございます。最近のゴルフ場は役所もこのごろはかなりきつく言っていて、ゴルフ場の中で降った雨を全部1カ所にためて、この水を全部戻すのです。環水化です。絶対外に出ないようにしていますが、それでも地下に浸透したものがどこへ出るかということまではまだわからないのです。あれは普通ですと表流水になったり、あるいは沢を通して水田にも入ってくるだろうと思うのですが、実態はどうなっているか、そこら辺の調査をなさった方がいいような気がします。特にダイオキシンの問題は非常に心配でございます。

それからちょっと細かいことになってしまいますが、最後の方に試験研究と普及のことが書いてありました。現場の悩みをちょっと申し上げますと、ここにも産学官の役割分担の明確化とか、国と地方との分担の明確化、それはそのとおりで結構なんですが、例えば皆さん御存じのいちご、日本でいちごの生産は栃木県がナンバーワンなんです。今、そのいちごの半分近くは「とよのか」で、残り5、6割は大体「女峰」ということになっていますが、「とよのか」は国立試験場がつくった品種なんですね。「女峰」は我が栃木県の試験場が栃木県の税金でつくったのですよ。これを考えると何か妙な気がしないではないですよ。一挙に切りかえられないかもしれませんけれども、そういうことは調整がついていいのではないか。もう少し、今もやっておられるのでしょうかけれども、役割分担をき

め細かくやられた方がいいのではないかという気がします。

それからこれも細かいことで恐縮ですが、普及なんすけれども、普及員は非常に農家にありがたがられていますし、いい仕事をしていると思いますが、行政改革のからみで栃木県は随分いろんなことをやりましたが、農業枠は手つかずにしてある。これはやはりこの調査会でどういう結論が出るかということもございまして手つかずにしてあるのですけれども、一番悩むのは普及員に一般農政事業をやらせたいわけですが、そしてある程度やれるようになったとはおっしゃるのですが、なかなかそうならないですね。例えば各県どこもそうですが、農政事務所というのは県庁のほかに各地方にあります、そこが金融とか、流動化とか、いろんな世話をします。普及員はそれとは無関係に技術の指導だけをしている。こんなもったいないことはないので、普及員と合体させたいですね。普及所と農政事務所を合体して同じ仕事を分担させたいのですが、そこで最大に問題になるのはなんとか手当というやつなんです。あれは恐らく農林水産省もお困りなんでしょうけれど、お答えを聞きたいとも申しませんけれども、あれは各県は本当に組織改変とか、農政事務の合理化とか効率化を考えるときに非常に困る存在なので、別な仕組みであれを経営できるような形でできないかという考え方をお聞きいただければありがたいのです。

部会長 ありがとうございました。

専門委員が、たしか発言をまだ留保されておりました。

専門委員 今、委員からお米の生産調整のお話がございましたし、それから会長代理から基盤整備の問題も発言がございましたので、多分関連することになると思うのですけれども、生産調整、資料で申しますと12ページでございますけれども、やはり私も30年間続けてきて、これといった妙案がないからこそ続けてきたということで、非常に難しいということは十分承知しているつもりでございます。しかし、今の35.5%ですか、これはややアブノーマルだと思いますけれども、これが一応ノーマルな状態に戻ったあと、3割ぐらいになるのでしょうか、どうするかということについては、やはり長期的な方針を立てて、それをある意味ではアナウンスするといいますか、きちんと国民、あるいは農業者に知っていただくということが非常に大事だというふうに思っております。

それで私自身は、強制感を伴うような減反からはできるだけ脱却するような方向を目指すべきだと思っております。そのためのメカニズムがある意味ではいろんな形で整えられつつあるというふうに思っております。全国化したとも補償ですか、稻作経営安定対策にもある意味ではそういう要素が入っていると思うのです。あるいはお米以外の作物について、いろんな形のサポートというようなことはいろいろあるかと思いますが、それが効果的になるためには、やはり行く先をきちんと示す必要があるだろうと思うのです。その意味では、やはり長期の方針を立てるべきだろうというふうに思っております。

それからもう1つは、今、強制感のないというようなことを申し上げましたけれども、そのところをもう少し具体的な形でどういう形がその強制感のない転作の具体的な姿かということを少し考えてみる必要があるのだろうと思うのです。私自身、特に知恵があるわけでございませんけれども、少なくとも今、私の考えで、現在の減反の対象となっている水田といいますか、3割近い水田については、恐らく次の3つのカテゴリーに分かれるのだろうと思うのです。

1つはもう既に定着というようなカテゴリーでございますけれども、お米よりも収益性の高いものができるとか、あるいは逆に水利施設が劣化してしまって、お米に転換することが事実上、非常に難しい、そういう意味では今でも減反の政策がない場合でも、もう複田することが難しいような部分があるだろうと思うのです。これがどの程度あるかということはなかなか難しいと思いますけれども、それが1つでございます。

もう1つは、これは以前、部会長がお米の政策の議論のときの最後に多分御発言になっ

たかと思うのですけれども、生産調整には農地の保全というような、そういうファンクション、機能もあるという御発言がございました。私もこれはある意味ではもっとも、まさにそのとおりだと思います。私自身はお米はとにかく作況のふれがございますし、完全に何万ヘクタールで、この水田で固定するということはできないだろうと思うのです。ある意味ではバッファーが当然必要だろう。つまり短期的に見ても、備蓄が払底すれば、それを補てんするための増産というようなこともいるわけですし、あるいはもう少し幅広にいろんな不測の事態も考えた上で、減反と、それから稲作のある意味では交代的に行うことできるような部分が必要だろうと思うのですが、その部分は恐らく現在の生産調整と同じようなタイプの政策の仕組みで対処するのかなという気がするわけですね。そうしますと間にある第3の部分といいますか、ここがある意味ではほかの作物に誘導するという部分になるのではないかと思うのですね。

ですから減反の議論になると、3割の部分を全部ひとくくりにして議論してしまって、これはとても無理だとか、いやいやそれでもやるんだというような形で、どうもそれから一歩進めないという気がいたしまして、もう少しきめ細かな議論に入っていくべきではないかというふうに思っております。

それで今、最初に申し上げました、もうお米はなかなか難しいというようなところの1つのタイプだと思いますけれども、中山間の水田の中には、これはもうなかなか耕地としてそもそも維持すること自体が難しいというようなことがあるかと思うのですね。それもぽつりぽつりと耕作放棄ということではなくて、ある種のゾーニングというようなことになるのだろうと思うのですけれども、ここは水田として維持する、ここは水田以外の地目の農業生産を利用する、あるいは場合によっては農地の形に戻すといったようなこと、これはいわば市町村なり、集落での一種の土地利用計画だろうと思うのですね。私、今までの生産調整はちょっと問題かと思いますのは、普通3年ごとの短期の計画を、これを更新する形できているわけですね。比較的永久転作的なものも認められていますけれども、この際、第1のカテゴリーについて、ある種の一括支払いでも結構でございますけれども、転作の対象からもう除いてしまう、私自身は転作は行政あるいは系統でこれに携わってこられる方もヒューマンリソースの使用という意味でも非常にコスト高だというふうに思っておりますし、そういう意味で生産調整のやり方をいろんな意味での負担の小さいものにもっていくことを考えていいだううと思っております。

それから今、まさにちょっと触れました中山間だけではないかと思いますけれども、水田を水田として保全すべきかどうかというあたりの問題は、実は基盤整備の問題ともからんで一度考えておく必要があるだろうと思います。それで先ほどの妙案、非常に奇抜な案がなければなかなか難しいというようなことは私も全く同感でございまして、土地改良、あるいは基盤整備についてはちょっと技術的な問題などもあり、費用負担の問題もまさにそうだと思いますけれども、制度上の問題もかなりいろいろな点で矛盾が出てきているというふうに思っております。

いろいろ考え方を変える必要があるかと思いますけれども、そのベースとしてこれから農業生産基盤の整備の基本的なスタンスは、私は基本的には保全型の整備というか、そういうものになっていくのだろうと思うのです。もちろん区画を大きくするという意味での質の高いほ場をつくるニーズはあるかと思いますけれども、そもそも平場の基盤整備はほぼ一巡してしまうだろう。それで残るは中山間ということになりますけれども、中山間の整備は、そもそもこれはその農地を耕地として維持するための整備という色彩が恐らく強いだろうと思うのです。さらにつけ加えるならば、農業水利施設ですとか、そういうものも完全に更新の投資なり、そういう時期にきているわけですね。そうなりますと費用負担の面でも、農家の立場に立ちますと、同じ生産基盤の質を維持するための投資にまたお金を払うのか、理屈をつければいろいろ取ることのできるということはあるのだと思いますけれども、どうもその辺から考えてみると、従来の開発型の整備とはちょっと違うものの考え方をしていく必要がありはしないかというふうに思います。

私自身は、実現可能かどうかは別として、前も申し上げましたけれども、生産基盤のた

めの国なり、あるいは県なり、公的な投資というのは、できあがったものがある程度公共財的な社会資本的な意味合いを持っていると思っておりまして、したがって、その使い方についてもある意味で非常に強い制約をかけていいと思いますし、また、考え方としては、公的な支援の利用の料金を逆に取るというような、そういう発想ももう考えていく必要があるのではないかというふうに思っております。これは現在の制度とは非常に違うことでございますので難しいことは承知でありますけれども、このままの形でずっと制度が維持できるとはちょっと思えないような気がいたします。

それから最後に、先ほどお隣の専門委員があっしゃいました研究開発についてでございます。生産政策、なかなか妙手がない中で、私はある意味では研究開発に対する期待というのは非常に大きいだろうと思うのですね。このペーパーで、専門委員があっしゃったように、最後のつけたしというとちょっと変でございますけれども、ごくわずかでございますけれども、この部分は大変期待したい部分でございまして、あるいは環境改善の問題のように、これは試験研究による何らかの成果物があることによって先ほどの低コストでしかも環境改善型というようなことができるのまさに技術開発あってのことでございますので、ここはもっともっと強調していいと思うのです。ただ、そういうふうな期待を持ってこのペーパーを読んでみると、いささか紋切り型というか、特にこれは基本法の議論でなくともこういう議論になるだろうと思うのです。いろんな見直しが必要ですとか、要請が高まっているというような文言で、私は一般論としては長期性のものですとか、あるいはリスクの大きいものですとか、あるいは公共財的なものについては国とか、そういう議論とか、あるいは地域性の範囲によってどこが分担するかといったような議論ができるかと思うのですけれども、もう少し具体的に今度の基本法の中で政策の意思としてはこういくんだ、それに対して試験研究にはこれを要請したいというような具体的なアピールできるような形の表現なりペーパー、最終報告に向けた準備が必要ではないかというように思っております。そうでないと、この例えは改正の見直しですとか、評価ですとか、これはある意味では自己目的化してしまう危険性があるかと思うのです。政策の目的ときちんとマッチした研究目標、そのための必要な整備という本末転倒にならないようなことが必要かと思います。

専門委員 先ほど委員の方から、書き方についてお話をありましたので、私も一言。

今後、同じような形で次々と構造問題だ、経営だと出てくると思うのです。ですからこれがベースとなって文章化していくというふうに考えたときに、気をつけていただきたいのが、盛り込んだことが全て施策として農林水産省が推進してやるんだという受けとられ方をしては非常にまずいのではないか。その意味で、政府がすべき役割、あるいは生産者自らの責任でやるべきことというような情報提示、それからこの部分は地方公共団体でやる施策、述べたことに対してだれが責任を取るのかということをある程度わかるようにしないと、現場で非常に混乱すると思いますし、農業者は特に悪い期待を持ってしまうという部分が非常にあると思うのです。例えば消費者と消費地の提携の強化というような、これは今でもかなり進められているところがあって、むしろ消費者と生産者が自ら積極的に先にやった方が勝ちだみたいなところがあるわけです。マーケティングの話もありましたけれども、それはいわば尖鋭的な経営のあり方の一環で、むしろこのあたりはこういう方向で自己責任においてやってください、あるいはリスクを伴う部分もやはりこれからは生産者が担っていかなくてはいけないというような、そういう情報として提示する。今まででは書き込まれたものは全て政府がやる。だからこのとおりにやったんだけれども、全然もうからなかった。あるいは書いてあるのに全然やってくれないというような、そういう誤解が非常に多いと思うのです。ですからそのあたりは書き込まれたことは大変結構なことだと思うのですけれども、そこをだれが責任を取っていくのか、施策としてこれをどうしていくのか、具体化するのはこのあとの話だと思いますけれども、これが国の政策対象である、しかしこれは生産者側の自己責任であるというような形の提言といいますか、文意がわかるような形の文章をつくっていただきたいということです。

委員 特に中間取りまとめでも出ておりましたように、食料供給力の維持、あるいは促進につきまして、基礎的な条件はあくまでも優良農地の確保、整備ということであろうと

思います。そういう面で土地改良の果たす役割なり、あるいは功罪は先ほど環境の問題と含めていろいろ議論されておりますが、特に農業水利の問題で若干維持管理について触れてみたいと思います。

私どもの管内は2市5町で約1万2,000ヘクタールあったわけありますが、土地改良法の施行される昭和27年で8,000ヘクタール、これが手取川の恩恵を受けまして七ヶ用水、その中に7本の用水ができたわけです。これは歴史的にいいますと、明治の初年に完成したもので、本来は運河をつくろうと思ったのですが、慶應生まれの枝権兵衛という人が私財を投げうつていわゆる農業用水に変えて、現在も7つの用水が機能しております。現行では5,700ヘクタールということになっておりますが、今後、どんどん宅地の開発なり、いろいろ条件の変化によりまして、従前の農業用水がいなくなれば都市排水機能を充足しなければならないということで、行政と土地改良と一体になりまして昨年、この平野の排水対策協議会というものをつくったわけであります。松任市はちょうど中間にありますと、従前は溢水というのは全然なかつたわけです。ところがそういう環境の中で梅雨時から市街地に溢水があって、いつも水対策をどうしてくれる、排水をどうするという議論がありまして、こういう事業につきましては、緊急防災型事業で補完をしながら整備をやっているわけであります。

そしてもう1点は、この用水の整備は環境を大事にするということで、石ブロックを積んで、あるいは魚巣をつくったり、あるいは以前のような水とたわむれるような場所もつくってみたり、そして水路沿いにはサイクリングロードというものをつくっております。この7本の用水の中でも1,200メートルあるところは一番代表的なモデルとして、田園都市構想という都市住民との接点を求めた事業を展開している。そういう意味で、今後、こうした環境にかかわる事業には公的な支援がぜひ必要ではないかと思っているわけであります。

さらに今度は土地改良区の役割と重要性でありますと、今日、水利を関係するところで10アール当たりの年間の維持費は2,000円を徴収しております。そのほかに事業のような場合の特別賦課金というのも徴収をいたしております。これは、都市排水の受け入れなり、あるいは多面的な役割というものが従前より非常に増してきている一方で、農地の減少なり、あるいはそういう環境の中で負担維持というものが大きくなっているということであります。

そういう点を踏まえながらも、この土地改良が果たすべき公的な面というのは極めて大きくなっているということであります。

昨年の全国の土地改良の大会で意思の疎通なり、農業農村整備というものの重要性ということを訴えましたが、今年は、石川県としましては、第21回大地がロマンを語りつぐということで、伝統とその生いたち、そして都市住民と一体的な環境問題を含めた土地改良事業というものに努力をしております。

そういう面では4ページ、10ページ、16ページにそれぞれ基礎条件というものが掲載され、18ページにも土地改良の管理する施設というのが列記されておりますが、大体この中の80%が土地改良区の管理になるわけであります。そして全て国、県からのものはその改良区が移管を受けて管理をしている。さらにキロ数にしますと地球を5.5回りするくらいの延長になるようあります。

最後に、こうした整備を農業農村整備計画制度というような仮称で創設を願えないか。このことは現在の農振整備という制度上の問題がありますが、当然農地の保全管理が主でありますけれども、今後はやはり農業の多面的な機能といいますか、求められる21世紀の高齢社会の問題も含めますと、医療、福祉を含めた居住環境の整備、そして就業機会の確保、あるいは総合的、計画的な制度としてソフト、ハード面の両面にわたる誘導措置が検討されるべきでないかと提言する次第であります。

部会長 最後の部分は農村部会の方にもお伝えをしなければならない問題だと思います。

委員 先ほど話のあった事実認識という点で、私は委員の言われていることはむしろ逆ではないかと思いますので、一言だけ言わせていただきます。

今の世の中の大きな流れの中で見ると、どんどん国境の壁は越えて、国という概念さえも極端に言えばなくなるような状態になってきているのです。アジアに危機があれば、アジアからの輸入品というものを日本は受け入れなければいけないという責任も持つという、そんな時代に入っているんだろうと思うのです。

ですから先ほどおっしゃったような点とかかわってみると、私の認識では、委員の言われたことについては世の中の潮流はむしろ逆であって、今や日本の中で農業だけを維持していくことが好むと好まざるとにかかわらずできない状態にきている。それは産業界からいえば、皆様もう御承知のとおり、ヨーロッパのベンツとアメリカのクライスラーが一緒になるというふうな時代がやってきたわけです。恐らく日本の企業場合も、これからビッグバンなどを考えてみると、ばたばたとアメリカやドイツの資本に吸収されてしまうというケースも起こる、しかしそれでもビッグバンを進める、あるいは日本の改革を進めるという流れになっているわけです。

そういう動きを考えた場合に、世界経済は今、歴史的な変革期にあるというふうに私は認識しておりますけれども、それは別としても、21世紀の日本経済というはどうあるべきかというものがまず大前提にあって、その中で農業というものがどうあるべきかということを考える、いわゆる産業としての農業という視点で問題をとらえるのか、あるいは農業というのは、安全保障、国民の生活と非常に密接なんだから別格だ、そういう視点でこの問題をとらえていくのか。こういう基本認識の差があると私は思うのです。

恐らく委員は後者の立場だと思いますが、私は前者の立場で考えていく、これが今度の農業基本法の改革の1つの視点ではないかと思っているのです。

ですからその辺をはっきりさせないと、この問題についてのまとめはできないのではないかと思うかと思っております。

委員 今日の資料は専門委員流に言えば、私はコスト低減のことにかなり力を入れて書かれているという意味で大変うれしく感じました。総論のところと、それから品目別のところで非常に力を入れて書いておられるなと思ったのです。

ただ、コスト低減ということ自体は、もうある意味ではマンネリ化していることであると思うのです。ですから我々がいざれ出す答申というのが一種の啓蒙的な意味を持つということになると、マンネリのことが書いてあると思われたのではだめなのであります、やはりコスト低減というのは何のために必要かというようなことをもっと分析してきっちり出してほしいと思うのです。

例えば国内生産が大事だからコスト低減をしなければいけないわけです。国内生産というものは自給率の問題は別として、国内生産に非常に重点を置いて我々は一生懸命考えていく、それはコスト低減された市場的に意味のある生産物であればいいですから、委員に文句を言わることは多分ないと思います。だから国内生産というものは非常に大事だということであればコスト低減ということを一生懸命考えなければならないというようなこととか、それからもう1つは、委員がおっしゃったことと関連しますけれども、我々の議論はともすれば農業の部分だけで議論していますけれども、全産業的に考えて、その中における産業としての農業ということを考えると、今の時代、全産業的にはものすごいリストラが行われているわけですね。かつてそういう風潮が全産業的にはない時代でも、農業はコスト低減ということを考えなければいけなかった。ところが今、農業のコスト低

減というのがそこそこ一生懸命努力しながらもなかなか進捗しないというような状況の中で、今度は他の産業の方は、はるかにそれを超えるリストラという形でのコスト低減といふものに猛烈な勢いで取り組んでいる。グローバル的にそうやっているという位置づけの中での日本農業のコスト低減だということですから、これはよほど本腰を入れなければならぬ話なんだといったことで、やや強めというか、極めて強めにそのことの必要性を啓蒙していきたいというふうに思うわけです。

委員 細かい問題なんですが、環境問題が少し気になります。皆さんおっしゃっているのですが、食品廃棄物があまりにも沢山出ているのが現実で、これはコストの問題もあるけれども、農業生産とどうつなぐかということを取り組まなければならない大きな課題ではないかというのが1点です。要するにえさにするということです。

それから主要作物の問題で、水田転作において飼料米という感覚も必要です。今、いろいろ皆さんおっしゃっていましたけれども、我が国は瑞穂の国で、我々の水田をうまく使おうと思うとやはりお米が一番。コストの問題はあるのだけれども、環境問題や今の転作に大変なお金がかかっているということを含めて、飼料米という感覚、この辺の技術開発と普及、これは大きなテーマではないかという感じがしております。

それから畜産のこれは実に小さな問題なんですが、フリーストールという考え方がありますが、フリーバーンという感覚もこれから入れないといけない。フリーストールというのはふんと尿だけひっぱりますので、地域環境を考えると、500頭も牛がいるので、私たちもどうしてもフリーストールをフリーバーンにせざるを得なかった。フリーストールもいいのですけれどもフリーバーンも少しこれから考えいかなければいけない問題だということをちょっと感じました。これについては林業産業との連携という大きな課題も出てくると思います。

それから条件整備の中で、特に研究で今、会長代理からもお話をあり、実践的研修訓練という言葉がありましたけれども、私は国家資格を我々農業者に与えまして、公共的なものを作業者にもやらせていただけるようなPFIといったことも含めた、そういう役割を農業者に与えることもこれから意味があるのではないかと思います。生産者から経営者という時代になって、ただ、技術開発だけではなく経営という視点が入ってくるなら、我々のお役に立てる面があるのじゃないかということを感じます。

委員 9ページのリサイクル、大事なことだから本当に書いていただきたいと思いますが、今、ちょっと出たように、このリサイクルの書き方は、イメージが堆肥なんですね。しかし飼料化というのは既に全く荒唐無稽じゃなくて、日本最大手のコンビニが札幌での事業を立ち上げて、3つの事業体でそれを全国的に展開している。飼料にするためにはもちろんえさとしての公的規格をちゃんとクリアしないといけませんし、またこれはもちろんストレートではなくて配合飼料と混ぜるのですが、既にこれでブタを飼っている。なぜかというと、私はどんどん堆肥化していくと、日本の場合はガーデニングが少ないので、需要がそんなに多くないのではないかと思うのです。ここにA市の例も出ていますけれども、つまりこういうところがあっちこっち出てくると、需要の問題があるから、飼料のことをちょっとテークノートしていただきたいということです。

部会長 ありがとうございます。

大変活発にかつ貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。

冒頭、委員から節目、節目でちゃんとある程度まとめよ、こういうお話をあります、なかなかこれはまとめにくいのですけれども、今日の議論では全体的に申しまして、出てきましたペーパーのどこがというところについては、例えば今、おっしゃったようなリサイクルを堆肥化だけではなくするかというような幾つかの御注文がありました。

その他に残った大きな問題としては、専門委員の長期見通しについて、1つは食料部会との関係、もう1つは、何人かの方々から提起された需要を見通せないという問題がございます。また、米の生産調整について今やっているものの後どうするのかをもうちょっと詰めた上で、はっきりさせなければいけないということもございました。

あとお聞きしておりまして、いろいろございましたが、今までの基本法になくて、今度ある意味では新しく出てきました環境保全型農業というものについて、緑の政策、あるいは技術開発の面での注文なども含めて、具体的なことをもう少しこの中に盛り込むようなことはできないかというようなお話、あるいは基盤整備について、これはなかなか難しい問題だと思いますし、法律制度にもかかわってまいりますけれど、何人かの方々から、今の予算その他の制度の運用の問題も含めてもう少しこういうところを改善をしてほしいというような御意見もございました。

さらに、全体としまして、専門委員から、農林水産省がやることだけではなくて、地方公共団体、あるいは生産者、関係団体に期待するものなども盛り込んで立体的なものにするというお話がございまして、私もそういうふうにまとめられたらいいなと思っているのです。また、農林水産省が本来やるべきことだけれども、今書かれてもすぐにはできないということも私はあるのではないかと思うのですけれども、その中でもやはりこの調査会の中でぜひ将来方向としてここを考えてもらいたいというところは、問題提起ぐらいは書き込めるところは書き込んでいきたいと思います。

今日はいろいろありがとうございました。この問題は今日だけではすまないと思いますので、残された問題を詰めまして、さらにまた行いたいと思います。

なお、次回の部会でございますけれども、農地、担い手など構造政策の問題をテーマに議論をすることにしたいと思っておりまして、日程につきましては別途調整の上、事務局から連絡することにいたしたいと思います。事務局の方で資料の準備をよろしくお願ひします。

#### 4. 閉 会

部会長 本日はこれで閉会にいたします。どうもありがとうございました。